

支援力の強化と
変革への挑戦
SUKAGAWA SHINKIN BANK

Disclosure 2022

須賀川信用金庫の現況



SUKAGAWA
SHINKIN
BANK

地域をつなぎ、地域と共に歩む

 須賀川信用金庫

課題解決による 地域経済の力強い回復を目指して

トクハコナラズカナラストナリアリ

須賀川信用金庫の設立趣意書には、「徳不孤必有隣」という言葉が謳われています。

これは「徳のある者のそばには必ず仲間がいる」という意味で、

私たちの心の拠りどころとなっている言葉です。

令和3年4月～令和6年3月の中期経営計画のスローガンを

「課題解決による地域経済の力強い回復を目指して」とし、地域と共に未来へ歩み続け、
頼れる金融機関としての存在感を高めていきたいと考えております。

たくさんの方の笑顔をつなぎ、すてきな地域づくりに貢献していくこと——。

私たち「すしん」はこれからもお客さまとの絆を大切に歩んでまいります。



CONTENTS

基本方針／プロフィール／経営理念	P2
すしんの業績ハイライト	P4
須賀川信用金庫CSRレポート	P6
須賀川信用金庫業務レポート	P14
須賀川信用金庫からのお知らせ	P24

業務のご案内	P34
資料編	P39
店舗・ATMのご案内	P68
しんきんネットワーク	P70



※掲載写真は撮影時のみマスクを外しております。

ごあいさつ

継 往 開 来

皆さまには、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素のご愛顧とお引き立てに對し心から厚くお礼申し上げます。

皆さまに当金庫の経営内容についてご理解を深めていただくために、本年もディスクロージャー誌「2022

Disclosure 須賀川信用金庫の現況」を発行いたしましたので、ご高覧いただければ幸いに存じます。

さて、わが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食業や観光業を中心に大きな打撃を受けており、依然として先行き不透明感の強い状況が続いております。特に私たち信用金庫の取引先である中小企業を取り巻く経営環境は、人口減少や少子高齢化の進展といった構造的な問題を抱えるなか、経済活動の制限が長期化したことなどにより、厳しい状況に置かれています。更に新年早々、感染力の強い「オミクロン型変異株」の感染拡大により、回復しかけていたサービス（飲食・宿泊・娯楽）分野が、再び業況低迷へ逆戻りしました。

金融面では、新型コロナウイルス感染拡大による業績悪化に対応した資金繰り支援により貸出金残高は増加するものの、超低金利政策・金融市場の悪化から金融機関の収益力が低下しており、加えて社会（デジタル化）や顧客ニーズの変化が速く、待ったなしの経営改革を迫られております。

こうした環境のもと、令和4年度は中期経営計画「すしん『支援力の強化と変革への挑戦』3か年計画」の2年目であり、事業計画に掲げた重要課題「取引先の資金繰り支援」「本業支援、経営改善支援」「事業承継、再生支援」「個人と地域社会の課題解決支援」に取り組むため、金融仲介機能の発揮にて収益基盤の強化を図り、健全性を維持していくうえで大事な年であります。

先人から受け継いだ事業を大切に守りつつ、未来に向かって新しいことに果敢に挑戦し、新しい可能性を切り開いていく、すなわち『継往開来』という使命感をもち、地域社会が抱える様々な課題の解決を図るため、「～高みを目指して挑戦～」のスローガンのもと、地域の皆さまや中小企業の皆さまへの支援とその繁栄のために全力で取り組んでまいりますので、なお一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

皆さまのますますのご繁栄、ご健勝を祈念申し上げご挨拶いたします。

令和4年7月

理事長 加藤 敏彦



SUKAGAWA SHINKIN BANK



S U K A G A W A S H I N K I N B A N K

わたしたちは、力を合わせ、心をひとつにして
「地域の皆さま・中小企業」支援に全力をつくします。

基本方針

創業の趣意を体し地縁性金融機関として 地域の発展に奉仕する

大正3年6月25日、「有限責任須賀川信用組合設立趣意書」において謳われた基本方針。
私たち須賀川信用金庫の心ともいえるものです。

すしんプロフィール

(令和4年3月31日現在)

名 称／須賀川信用金庫

所 在 地／〒962-0842 福島県須賀川市宮先町31番地

創 業／大正3年10月5日

純 資 産／9,356百万円

会 員 数／19,140 人

預 金 残 高／234,938百万円

貸 出 金 残 高／109,093百万円

役 職 員 数／178人

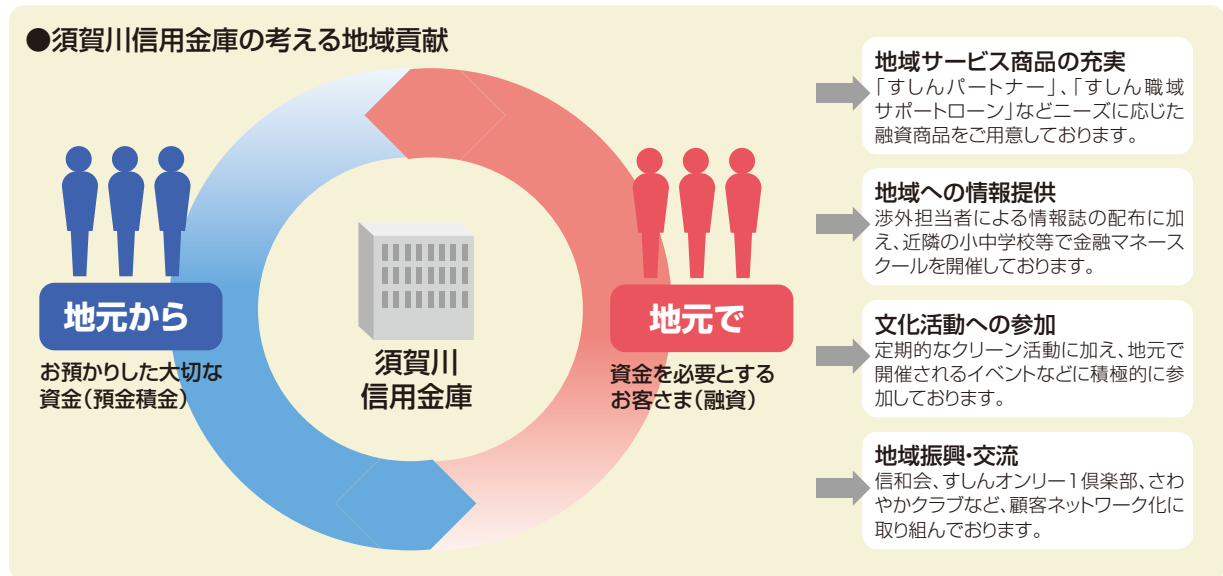
店 舗 数／14店舗

営 業 地 区／須賀川市、郡山市、鏡石町、天栄村、石川町、
古殿町、玉川村、平田村、矢吹町の一部

当金庫の地域経済活性化への取組みについて(協同組織金融機関の特性)

当金庫は、須賀川市、郡山市、岩瀬郡、石川郡(浅川町を除く)と矢吹町の一部を営業地区として、地元の中小企業や住民が会員となってお互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の地域金融機関です。

地元のお客さまからお預かりした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。



経営理念

須賀川信用金庫は、大正3年(1914年)に創業以来、「相互扶助の精神にもとづき、地域と共に歩み、地域と共に栄える」という理念を一貫して経営の柱としてまいりました。

初心を忘れることなく、地域の皆さまと手を取り合い、これからも地域の発展に奉仕してまいります。



経営方針

当金庫は、中期経営計画の「すしん『支援力の強化と変革への挑戦』3か年計画」によって、お客さまとのリレーションシップを追求し、地域に根ざした協同組織金融機関として、会員、お客さま、そして地域が抱える課題の解決に尽力し、これまで以上に地域社会全体の成長に貢献することを目指します。

中期経営計画の初年度となる令和3年度は次の方針で事業を推進してまいりました。

- 1 取引先の資金繰り支援
- 2 本業支援、経営改善支援
- 3 事業承継、再生支援
- 4 個人と地域社会の課題解決支援

すしんの業績ハイライト

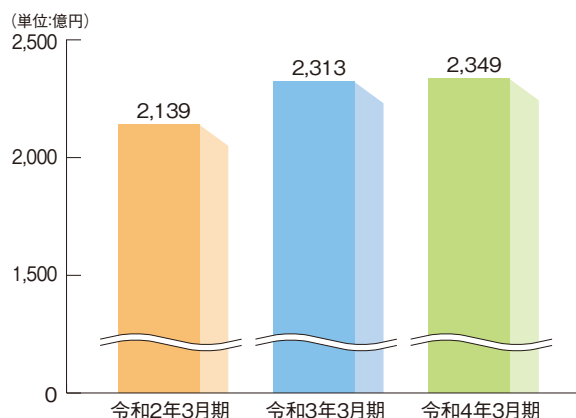
地域の皆さまに安心してご利用いただくために
『すしん』は着実に健全性を維持しております。



預金残高

2,349億円

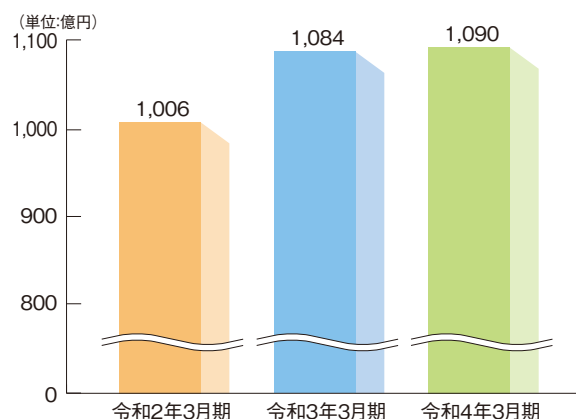
当金庫の預金残高は、地域に密着した営業活動に努めた結果、個人預金、法人預金ともに増加したことから、令和4年3月期末残高では前期末比35億円増加の2,349億円となりました。



貸出金残高

1,090億円

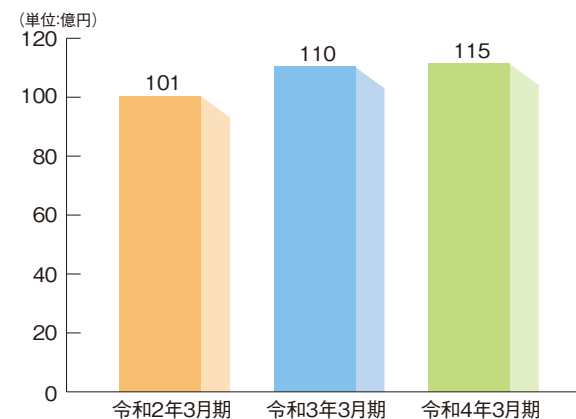
お客さまからお預かりしている預金積金は、地域経済の活性化に資するため、円滑な資金繰り支援を行う形でお客さまや地域社会に還元しております。貸出金は、個人向け、地方公共団体向けが減少したものの、法人向けで増加したことから、令和4年3月期末残高では前期末比6億円増加の1,090億円となりました。引き続き、地域の資金ニーズに応えてまいります。



預かり資産残高

115億円

当金庫では、お客さまの資産運用にお応えすべく、国債、個人年金保険、投資信託を取扱っております。また、お客さまの資産をお守りすべく、住宅ローン関連の長期火災保険のほか、医療保険、がん保険、終身保険等の金融商品を取扱っております。

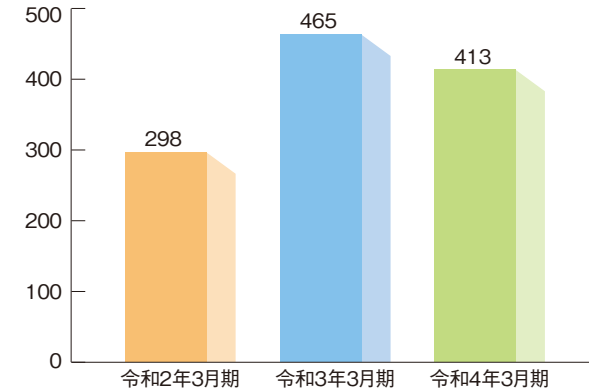


当期純利益

413百万円

コロナ禍における取引先への資金繰り支援等に応需したことから貸出金利息は増加しましたが、低金利政策の継続により有価証券利息は横ばいに推移し、受入為替手数料等の役務取引等収益の減少等から、当金庫の令和4年3月末の当期純利益は、前期末比51百万円減少の413百万円となりました。

(単位:百万円)

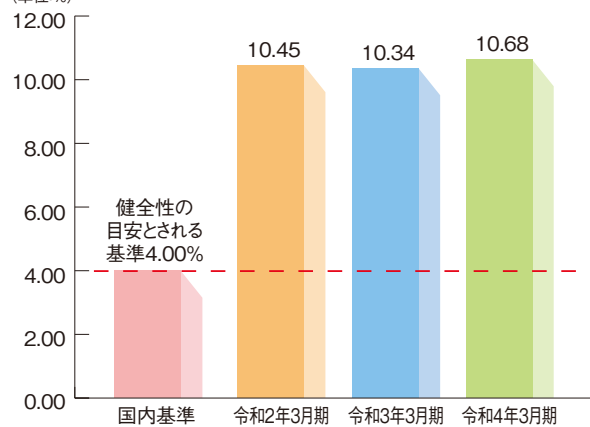


自己資本比率

10.68%

自己資本比率は、金融機関の健全性をあらわす最も代表的な指標と言われており、当金庫の令和4年3月末の自己資本比率は、分子に当たる自己資本額が当期純利益の計上等により増加したことから、前期末比0.34ポイント上昇の10.68%となりました。この値は国内で業務を行う金融機関に義務付けられている自己資本比率4%を上回っており、高い水準を維持しております。

(単位:%)

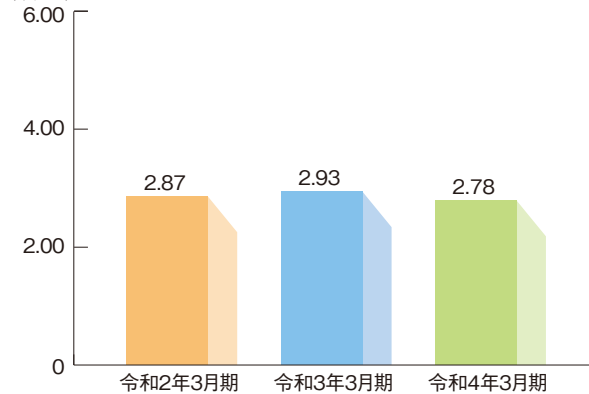


不良債権比率

2.78%

当金庫では、厳格な自己査定を行い不良債権の適切な償却・引当を実施し、令和4年3月末の不良債権比率は、前期末比0.15ポイント低下の2.78%となりました。これらの大部分は、担保・保証および貸倒引当金により保全されております。当金庫は、地域金融機関として地域の皆さまへ可能な限り支援することが使命であると認識しており、今後も経営支援に積極的に取り組んでまいります。

(単位:%)

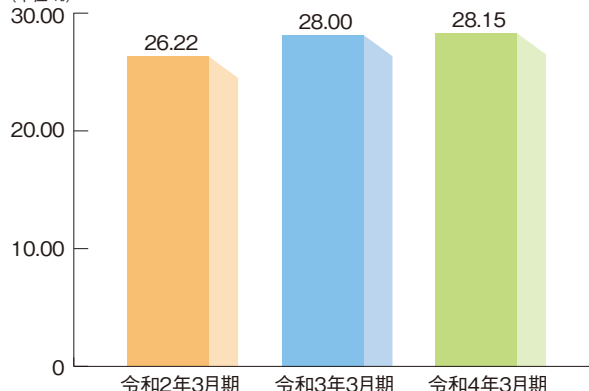


預証率

28.15%

当金庫の余裕資金については、資産の確実性、流動性および収益性を充分考慮し、余資運用基準を遵守し運用しており、主に信金中央金庫への預け金と有価証券で運用しております。

(単位:%)



支援力の強化と 変革への挑戦

SUKAGAWA SHINKIN BANK



須賀川信用金庫CSRレポート

須賀川信用金庫のCSR(企業の社会的責任)活動について



CSRと聞くと少し難しく聞こえるかもしれませんが、これはCorporate Social Responsibilityの頭文字をとった略語で、日本語に訳すと「企業の社会的責任」となります。つまり、私たちが暮らす地域をあらためて見直して、そこに暮らすたくさんの人たちや企業との絆を考えながら、社会貢献やサービスを提案していくというものです。

私たち須賀川信用金庫の職員もお客さまと同じ地域に暮らす一員として、ふるさとをもっと輝かせていきたいと考えています。

石川支店 村越 秀輝

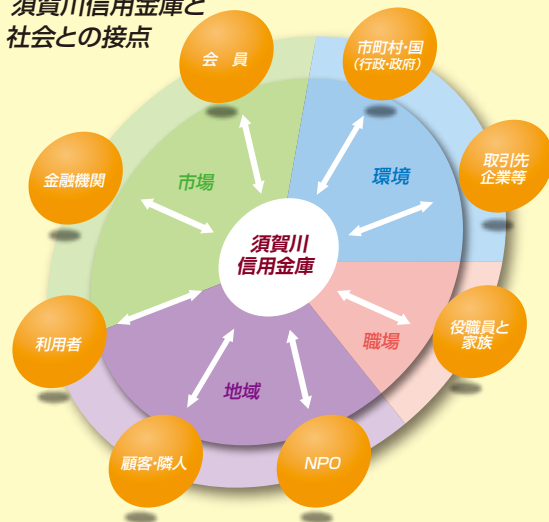
須賀川信用金庫が考えるCSRのあり方

当金庫が考えるCSRとは、当金庫の業務活動において経済的側面、社会的側面、環境的側面をバランスよく捉え、かつ、地域社会、お客さま、会員、職員など当金庫に関わりのある人(=ステークホルダー)すべてを常に意識した事業活動により社会の健全な発展を促し、当金庫の企業価値向上や持続的成長を図ることです。

具体的な取組みとしては、コンプライアンス、企業倫理に積極的に取り組むことがCSRにつながり、加えて社会貢献活動を推し進めることが必要と考えています。

当金庫は、「相互扶助の精神にもとづき、地域と共に歩み、地域と共に栄える」という経営理念のもと、業務活動のプロセスでCSRを確立、推進することは当然の使命であると考えています。

須賀川信用金庫と 社会との接点



須賀川信用金庫の地域貢献活動

当金庫では、須賀川市を中心に地域に根ざした地域貢献活動を展開しております。資金供給者としての役割に留まらず、地域の情報面、人材面、環境面でも地域の皆さまに喜んでいただける具体的な取組みを日頃よりご提案しています。

私たちはこれからも地域社会の一員として笑顔のネットワークを広げ、信用金庫ならではの地域貢献活動に取り組んでまいります。

金融教育「マネースクール」の開催

将来を担う子供たちに金融に関する健全な基礎知識を身につけてもらおうと、平成20年度から地元の小中学校等の児童

や生徒にお金の大切さ、お金の正しい使い方や信用金庫の役割について知ってもらうため、小中学校等に赴き出前授業を行っ

ております。令和3年度は須賀川市立白江小学校で実施しました。

開催先累計27先(小学校22、中学校3、幼稚園2)(令和4年3月末現在)



小学生絵画コンクールの開催

東日本大震災復興支援プロジェクトの一環として、須賀川市と古殿町の小学生を対象に「東北・夢の桜街道運動」絵画コンクールを開催しました。令和3年4月1日～5月31日に実施し、小学校10校、児童445名の参加がありました。

須賀川信用金庫理事長杯野球大会の開催

中学生の健全育成と選手相互の親睦を図るため、平成26年から須賀川市、岩瀬郡、石川郡管内の中学校を対象に、野球大会を開催しております。令和3年度は令和2年度に続き新型コロナウイルス感染防止のため開催見送りとなりましたが、今後も開催を予定しております。

悩み・困りごと特別相談会の開催

地域貢献活動の一環として、5名の弁護士が相談に応じる「悩み・困りごと特別相談会」を令和3年5月27日・29日および11月18日・20日の2回にわたり弁護士事務所で開催いたしました。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う お客さま相談窓口の設置

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、資金繰り等を心配されている法人企業や個人事業主・個人の方からの相談にきめ細かく対応するため、令和2年2月に全営業店に【新型コロナウイルスに関する資金繰り等相談窓口】を設置いたしました。

新規借入や返済条件の変更の相談・申込み等、お客さまが直面している問題に対して、解決に向けて全力で対応しております。

令和4年3月福島県沖地震による お客さま相談窓口の設置

令和4年3月の福島県沖地震により被災されたお客さまを支援するために、全営業店に【福島県沖地震に関する資金繰り等相談窓口】を設置いたしました。

被災されたお客さま(法人企業・個人事業主・個人の方)の新規借入や返済条件の変更の相談・申込み等、お客さまが直面している問題に対して、解決に向けて全力で対応しております。

すしん地域応援プロジェクト「わいわい」の発行

新型コロナウイルス感染症の影響が大きい業種の売上増加支援として、お取引先事業者さまを紹介する冊子「わいわい」を令和3年12月に発行いたしました。

全営業店および店舗外ATMコーナーに備えており、今後も発行を予定しております。



地域とのかかわり

当金庫は地域の活性化と地域での存在価値を高めるために、文化的・社会的貢献活動に積極的に参加しております。

- 令和3年 5月14日 献血への協力
(本部および須賀川市内店舗職員)
- 令和3年 6月15日 県内信用金庫一斉クリーン作戦(清掃活動)への参加(全役職員)
- 令和3年 10月17日 円谷幸吉メモリアルマラソン大会への協賛
- 令和3年12月 2日 献血への協力
(本部および須賀川市内店舗職員)



地域金融円滑化への取組み

須賀川信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域の発展に奉仕するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

地域金融円滑化のための基本方針

1.取組み方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからのお借入のご相談やご返済条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様に、お客さまが抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

2.金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記の取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

①基本方針等の策定

平成22年1月に、基本方針および金融円滑化管理方針、金融円滑化管理規程を策定いたしました。

②金融円滑化管理責任者等の選任

金融円滑化の管理体制を強化するため、金融円滑化管理責任者(常務理事)、副責任者2名(経営支援課長、リスク管理統括課長)、金融円滑化推進責任者(各営業店長)、金融円滑化推進担当者(各営業店の融資担当役席者)を任命しております。

③相談窓口の設置(お問い合わせ先)

お客さまからのご相談の対応強化のため、本誌68・69ページに記載の全営業店14店舗に「金融円滑化相談窓口」(ご相談受付時間午前9時～午後3時)を設置しました。

日曜日につきましては、本店営業部において午前9時か

ら午後4時までご相談を承ります。

なお、お客さまの都合により、ご来店いただけない場合には、お取引の営業店にご連絡いただければ、当金庫職員が訪問のうえご相談させていただきます。

④経営改善の支援業務

中小企業のお客さまへのきめ細やかな経営改善の支援を、審査部経営支援課が行います。

3.他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関からお借入を行っているお客さまから返済条件の変更等のお申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

金融円滑化に関する苦情等の受付窓口は、次のとおりとなります。

須賀川信用金庫 総務部 リスク管理統括課

電話番号：0248-75-3362

受付時間：平日9:00～17:00

Eメール：s1185008@facetoface.ne.jp

金融円滑化法終了後の当金庫の金融円滑化への取組み

中小企業金融円滑化法は平成25年3月末をもって終了となりましたが、当金庫はこれまでと同様、融資条件の変更や円滑な資金供給等に真摯に努めてまいります。

つきましては、融資条件の変更等のご要望に対し、お客さまの抱えている課題を十分に把握したうえで、その解決に向けて、きめ細かな対応を行ってまいりますので、どうぞお気軽にご相談くださいますようお願い申し上げます。



福島県8金庫『SDGs共同宣言』

共同宣言

福島県内の8金庫は、SDGsの目指す理念に賛同し地域社会の一員として各金庫の経営理念および地域特性を踏まえながら福島県の地域経済の持続的発展に向け連携して取り組むことを宣言します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫



あなたといっしょ、いい未来
会津信用金庫

街の応援団・町のパートナー
ひまわり信用金庫

あなたのあしたに…まごころバンク
郡山信用金庫

あなたの街の親近バンク
あぶくま信用金庫

今日も 明日も 幸福つないで
白河信用金庫

ナイスコミュニケーション
二本松信用金庫

地域をつなぎ、地域と共に歩む
須賀川信用金庫

暮らしとともに、いつもふくしん
福島信用金庫

福島県8金庫「SDGs共通の取組」

SDGs活動方針

SDGs目標

地域経済

- 経営支援、創業支援、事業承継支援、ビジネスマッチ等への取組
- クラウドファンディング運営企業との連携による資金調達の提供
- 中小企業者に対する融資商品「地域創生支援ローン」の取扱
- 信金中金と連携したキャッシュレス決済機能の推進
- 保証協会・信金中央金庫との連携による勉強会の実施



地域社会

- 福島県しんきんゼロネットサービスの取組
- 特殊詐欺被害防止への取組
- 高齢化社会に向けた各種相談会の実施と「後見支援預金」の取扱
- 「子供の安全・安心ふくしまネットワーク」への協力（警察との連携強化）
- 地公体・企業との包括連携協定の締結による取引先の成長と地域経済の活性化
- 子供たちの金融教育支援「マネースクール」の実施
- 子供の未来応援国民運動への参加（古本募金、職員募金活動の実施）



地域環境

- 地球温暖化防止対策推進のため「福島議定書」への参加
- 一斉クリーン作戦の共同実施
- クールビズ・ウォームビズの共同実施
- 災害用備蓄品の配備
- ペーパーレス化への取組



地域密着型金融の推進

(令和3年度～令和5年度)

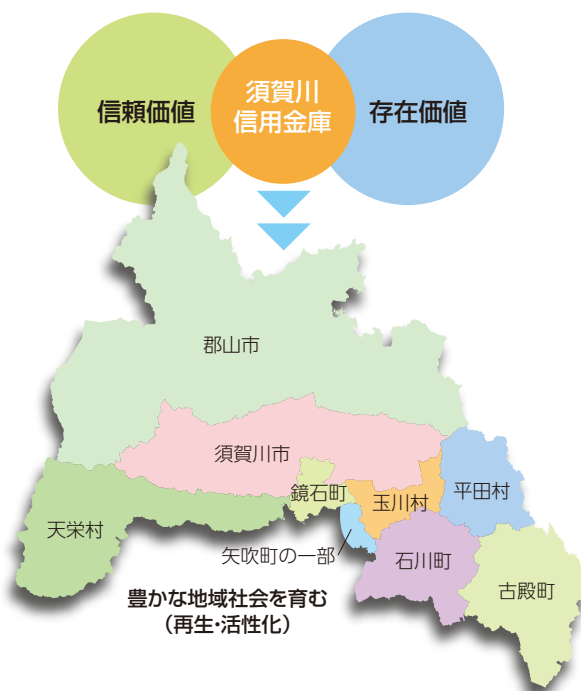
須賀川信用金庫では、すしん『支援力の強化と変革への挑戦』3か年計画の枠組みのなかで、信用金庫の独自性・特性を活かしながら、お客さまや地域の成長・発展等に資する取組みを行っております。「すしん」の存在意義を高めて、地域社会において必要とされる金融機関であり続けることを計画理念に、「取引先の資金繰り支援」「本業支援、経営改善支援」「事業承継、再生支援」「個人と地域社会の課題解決支援」を基本方針として取り組んでまいりましたので、令和3年度の実績についてお知らせいたします。

I 計画の基本方針

本計画では、『つなぐ力』を引き続き発揮しながら、積極的に地域やお客さまの課題を解決していくことに努めるとともに、政府の成長戦略も意識しながら地域の「成長・発展」等に向けて取り組むことで、地域経済に好循環をもたらし、ひいては信用金庫制度の主たる目的である事業性貸出を増やしていくことを目指します。

こうした課題に取り組むためには、協同組織の地域金融機関としての経営理念や経営方針等のもと、意欲と情熱を持って地域や中小企業の課題解決に取り組む職員の育成が重要であると考えています。

お客さま満足度の向上を目指し、全役職員一人ひとりが知恵を出し合いながら様々な課題に取り組んでまいります。



II 具体的施策の取組み状況

(令和3年4月～令和4年3月)

課題解決の取組み強化(中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況)

主な項目と取組み状況

○新型コロナウイルス禍における資金繰り支援

お取引先の資金繰りを支えることで、事業継続を支援し、地域経済の回復に努めるべく、「新型コロナウイルス」関連融資を取扱った結果、取扱開始(令和2年5月)以降、累計で723件12,582百万円(うち保証協会付676件10,365百万円)応需しました。

○地域中小企業に対する情報仲介・発信機能の強化

地域金融機関のネットワークを活かし、「ビジネスマッチ東北2022春」(夢メッセみやぎ)に当金庫取引先3社が出席し、多数の商談が寄せられました。

○地公体、大学等の地域関係機関との連携強化

平成26年9月に須賀川市と「協働まちづくり協定」を締結しました。相互に連携協力することで、双方の資源を有効に活用したまちづくり活動を推進し、東日本大震災からの復興、地域活性化および市民サービスの向上を図りながら、産業の振興、地域の安全・安心や子育て支援等の幅広い分野において、地域の持続的な発展に寄与するよう取り組んでおります。

○地域再生・活性化に携わる市民等との連携(共助の推進)

須賀川市や須賀川商工会議所が出資する街づくり会社へ継続して参画しており、市街地の震災からの復興に向けて積極的に支援に取り組んでいるほか、各市町村の地方創生会議等にも参加しております。

○地方創生に向けた取組み

平成28年9月から、創業を計画・準備している、または既に創業している法人・個人事業主を対象とした「すしん地方創生支援ローン」の取扱いを開始しました。また、平成29年4月から、創業期にある事業者を支援する「すしんスピリッツ」、令和3年9月から、事業者の財務体質の強化と事業の持続および成長を図ることを目的とした「すしん 虹」を、それぞれ日本政策金融公庫と協調し、取扱いを開始しました。

○健全な消費性資金の供給

地区内の事業所に働く経営者・従業員を対象に、平成29年1月から「すしん職域サポートローン」、令和4年2月から「すしん職域フリーローン」の取扱いを開始しました。令和3年度の利用残高は、

それぞれ722件882百万円、2件8百万円となりました。

また、平成25年度から取扱いを開始した「すしん教育カードローン」、「すしんフリーローン クイックサポート」および現役世代の資金需要に応えるために令和2年3月から取扱いを開始した「すしんフリーローン スペシャル1000」の令和3年度の利用残高は、それぞれ182件273百万円、216件184百万円、277件262百万円となりました。

○金融教育・犯罪防止に役立つ情報発信力の強化

金融教育「マネースクール」を小学校1校で実施いたしました。

■「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しております。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

	令和3年度
新規に無保証で融資した件数	377件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	29.36%
保証契約を解除した件数	7件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	一件

■経営改善支援の取組み実績(令和3年4月～令和4年3月)

(単位:先数)

(単位:%)

	期初 債務者数 A	うち 経営改善支援 取組み先数 α	αのうち期末に債務者 区分がランクアップ した先数 β	αのうち期末に 債務者区分が 変化しなかった先数 γ	αのうち 再生計画を策定している 全ての先数 δ	経営改善支援 取組み率 α/A	ランク アップ率 β/α	再生計画 策定率 δ/α
正常先 ①	1,121	0		0	0	0.0		0.0
要注意先 うちその他要注意先 ②	240	31	4	27	26	12.9	12.9	83.9
うち要管理先 ③	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
破綻懸念先 ④	40	14	0	14	13	35.0	0.0	92.9
実質破綻先 ⑤	14	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
破綻先 ⑥	2	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
小計(②～⑥の計)	296	45	4	41	39	15.2	8.9	86.7
合計	1,417	45	4	41	39	3.2	8.9	86.7

(注)・期初債務者数及び債務者区分は令和3年4月初時点で整理しております。
・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含めておりません。
・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβには含めておりません。
・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含めております。
・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理しております。
・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めておりません。
・γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しております。
・みなし正常先については正常先の債務者数に計上しております。
・「αのうち再生計画を策定している全ての先数δ」＝「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」＋「RCCの支援決定先」＋「金融機関独自の再生計画策定先」

Ⅲ 総 括

上記のとおり、地域密着型金融への取組みについては、令和3年度も着実な成果を上げることができました。当金庫は、これらの取組みを積極的に推進することが地域金融機関として果たすべき責務と認識しております。

「新型コロナウイルス」感染拡大は、当地域の経済活動に大きな影響を与えており、先行きの不透明感が増しております。

令和4年度は中期経営計画「すしん『支援力の強化と変革への挑戦』3か年計画」の2年目として、お客さまとのリレーションシップを追求し、地域に根ざした協同組織金融機関として、会員、お客さま、そして地域が抱える課題の解決に尽力し、幸せづくりと地域社会全体の成長に貢献するために全力で取り組んでまいります。

また、中小企業の金融円滑化につきましては、策定した「地域金融円滑化のための基本方針」に基づいて、営業店と本部が一体となって取引先の相談に迅速かつ柔軟に対応できる態勢を整備し、地域経済の安定化により一層注力いたしました。「中小企業金融円滑化法」は、平成25年3月をもって終了となりましたが、当金庫では、融資条件の変更等のご要望に対し、引き続き、きめ細やかな対応を行ってまいります。

支援力の強化と 変革への挑戦

SUKAGAWA SHINKIN BANK

地域社会の持続的な発展に向けた具体的な活動

創業・新事業の支援に向けた様々な取組み

創業・新事業担当部門における専担者を配置し体制整備を図っております。平成17年5月に須賀川商工会議所と「創業・第二創業支援事業の連携に関する覚書」を締結し、支援機能の充実に努めているほか、平成29年4月には日本政策金融公庫と連携し、創業者向け協調ローン「すしんスピリッツ」を創設、地域の再生・活性化に向けた活動を推進しております。

なお、創業・新事業支援融資に対しては、31件で211百万円の実績があり、内訳は以下のとおりとなっております。

- ・ 須賀川市スタートアップ資金
(利用件数 19件 貸付実行金額 112百万円)
- ・ すしん地方創生支援ローン
(利用件数 1件 貸付実行金額 20百万円)
- ・ 起業家支援保証制度
(利用件数 10件 貸出実行金額 71百万円)
- ・ 郡山市創業融資
(利用件数 1件 貸出実行金額 8百万円)



ビジネスマッチング

- ・ 令和4年3月「ビジネスマッチ東北2022春」(夢メッセみやぎ)に当金庫取引先3社が出展し、複数の商談に結び付けております。

個人のライフサイクル支援

- ・ 金融に関するお客さま個人の主体的な判断能力(金融リテラシー)を高めるため70歳以上の投資信託保有顧客を対象として四半期(3月、6月、9月、12月)ごとに保有ファンドの商品性の確認および運用状況等について、月次レポートを基に訪問により積極的に情報提供を行っております。
- ・ 融資関連では、多様な資金ニーズに迅速に対応できるよう平成25年2月に「すしんフリーローンクイックサポート」、平成26年4月に「すしんシニアライフローン」、平成28年2月に「すしんカードローン セットカードA“プラチナ”」、令和2年3月に「すしんフリーローン スペシャル1000」の取扱いを開始しました。

●信和会会員事業所等との関係強化

- ・ 平成26年7月から信和会の会員事業所および地域の事業所と「すしん職域サポート契約」を結び、従業員や経営者個人向けに金利を優遇した個人ローンの取扱いを開始しました。
(令和4年3月31日現在、1,437事業所と契約しております。)

金融教育・犯罪防止に役立つ情報発信力の強化

- ・ 法人インターネットバンキング(IB)では、安全性の高い電子証明書の導入を推進しております。また、IB向けのウイルス検知ソフトの無償配布を行い、更なるセキュリティの強化を図っております。

日曜営業(フルバンキング)について「本店営業部」は日曜日にも営業しております。

平成31年1月13日より、お客さまの利便性向上への取組みとして、日曜日の窓口営業を行っております。

実施店舗／本店営業部

所在地 須賀川市宮先町31番地
TEL 0248-75-3171

営業時間／窓口は午前9時から午後4時まで
ATMは午前9時から午後8時まで

営業日／毎週日曜日

*ただし、4月28日～5月7日(ゴールデンウィーク)、12月30日～1月5日(年末年始)の日曜日および土曜日・振替休日・日曜以外の祝日は営業いたしません。

主な取扱業務

- 預金 通常業務
(一部お取り扱いできない業務がございます。)
- 融資 相談・申込み受付業務
- 為替 予約受付・翌営業日扱いとなります。
- 投資信託・保険商品等の取扱い
- 税金等の払い込み
市町村税・各種(公共料金・クレジット等)納付業務
(国庫金・当金庫の営業区域外市町村税等を除きます。)(一部MMK料金収納サービスにて受付可能なものもあります。)



取引先との連携強化・目利き力向上のための取組み

●課題解決型金融を担う人材の育成強化(令和3年度)

目利きやCSだけに止まらず、お客さまのニーズは多種多様になってきていることもあり、コンサルティングやニーズに合った商品提案等だけでなく、お客さまに対する態度や心遣い(おもてなしの心)の意識付けを図っていく必要があります。

中小企業金融円滑化法終了後も経営改善・再生支援等についての対応が重要であることから、さらに対応力のレベルアップを図るため、派遣研修への参加者を内部講師とした集合研修も実施しております。

- ・ 6月「CS向上講座」へ2名派遣
- ・ 7月「アフターコロナで力を発揮する本業支援研修」(外部講師)に53名参加
コロナ禍の厳しい経済状況下における取引先企業への本業支援に関する具体的な行動方法等を学ぶために、管理職および代理職の職員を中心に実施しました。
- ・ 8月「創業支援能力向上研修」(外部講師)に1名参加
- ・ 9月「事業再生支援研修」(外部講師)に1名参加
- ・ 9月「事業性評価の実践研修」へ2名派遣
- ・ 11月 FP研修「税金の知識とセールス活用及び課題解決型営業のスキル」(外部講師)に41名参加
FP能力習得とお客さまとの人間関係づくりのためのスキルを学ぶために、若手職員を対象に実施しました。



中小企業への融資取組み

地域の中小企業の皆さまの資金ニーズにお応えできるよう各種融資商品を取り揃えております。令和3年度の主な実績は下記のとおりです。

主な中小企業向け融資商品の貸付件数、貸付金額

- ・営業基盤強化資金
(利用件数 49件 貸付実行金額 1,607百万円)
- ・伴走支援型特別保証制度
(利用件数 11件 貸付実行金額 120百万円)
- ・起業家支援保証制度
(利用件数 10件 貸付実行金額 71百万円)
- ・小規模企業支援資金
(利用件数 8件 貸付実行金額 33百万円)
- ・須賀川市スタートアップ資金
(利用件数 19件 貸付実行金額 112百万円)
- ・令和3年度震災対策特別資金融資
(利用件数 16件 貸付実行金額 251百万円)
- ・ふくしま復興特別資金
(利用件数 16件 貸付実行金額 413百万円)
- ・郡山市災害対策資金融資
(利用件数 17件 貸付実行金額 137百万円)
- ・継続サポート(どっしりくん)
(利用件数 17件 貸付実行金額 233百万円)
- ・福島県短期保証制度
(利用件数 12件 貸付実行金額 122百万円)
- ・すしんパートナーⅡ・Ⅲ
(利用件数 12件 貸付実行金額 102百万円)

(令和4年3月末現在)

顧客ネットワーク化の取組み

信和会

各営業店において実施する講演会、研修旅行、ゴルフコンペなど会員相互の交流と情報交換の場を提供しています。なお、新春講演会については全店合同で開催しております。



令和4年3月28日 新春講演会
講師:落語家 林家 たい平氏
テーマ:「笑顔のもとに笑顔が集まる」

すしんオンリー1倶楽部

若手経営者の資質向上を図るため平成10年8月に発足。勉強会、セミナー、経営相談、イベントの視察等の活動を行っております。

令和4年3月末現在 会員数98名

さわやかクラブ

当金庫で年金をお受取りいただいているお客さまを対象とした会員組織で、会員の皆さまへは、会員限定の優遇金利商品「年金定期さわやか」を提供しているほか、提携店での割引制度もご利用いただけます。

令和4年3月末現在 会員数 10,089名

地域への情報提供

○渉外担当者による訪問先や窓口での情報誌の配布

法人のお客さまへは、経営に役立てていただくため「しんさん経営情報」、個人のお客さまへは、「楽しいわが家」など情報誌をお届けしております。

支援力の強化と 変革への挑戦

SUKAGAWA SHINKIN BANK



須賀川信用金庫業務レポート



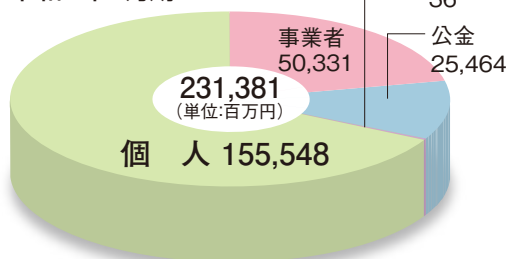
地域からの資金調達の状況

預金は、地域に密着した営業活動に努めた結果、個人・法人預金ともに増加したことから、期末残高では前期末比35億円増加の2,349億円、期中平均残高では前期末比97億円増加の2,363億円となりました。

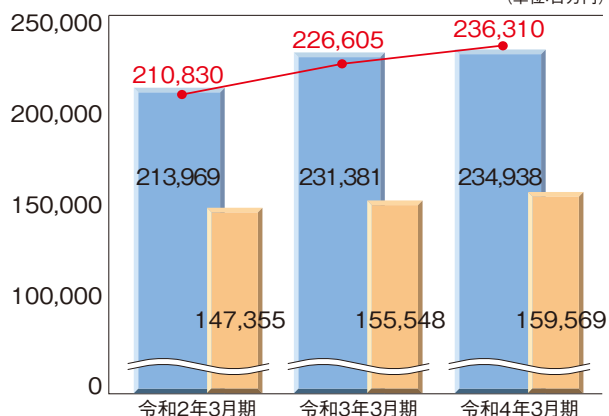
預金者別にみると、個人預金が1,595億円と全体の約68%を占めております。

当金庫では、地域のお客さまの着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品の開発やサービスの一層の充実に向けて努力してまいります。

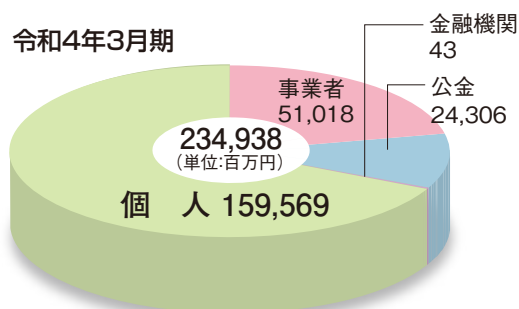
■業種別預金残高
令和3年3月期



■預金残高
■期末残高 ■個人預金残高 ●平均残高
(単位:百万円)



令和4年3月期

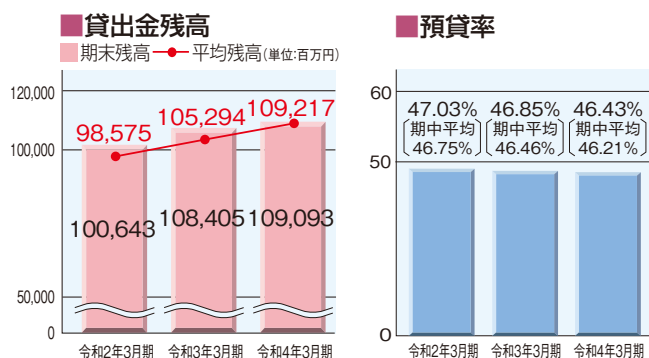


地域への資金供給の状況

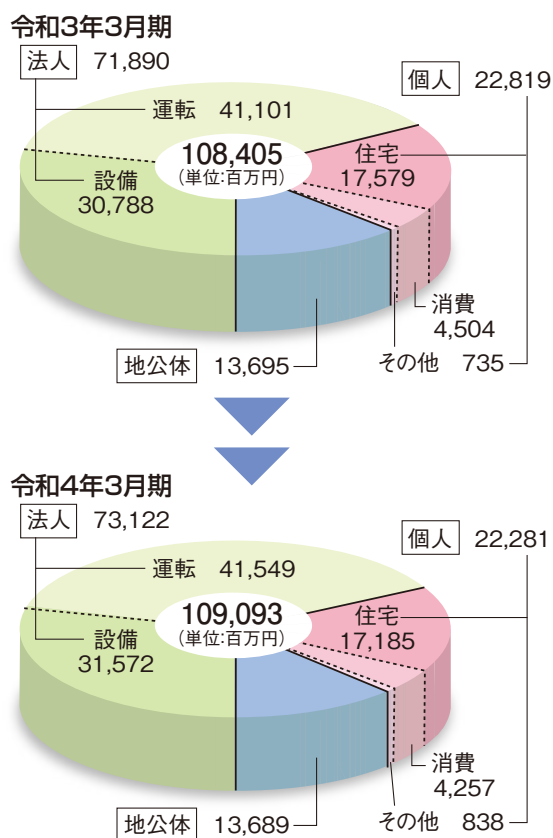
お客さまからお預かりしている預金積金につきましては、お客さまの様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するために、円滑な資金繰り支援を行う形でお客さまや地域社会に還元しており、営業地域内に所在する法人に対し、設備資金に315億円、運転資金に415億円をご融資しております。

また、個人のお客さまには住宅ローンに171億円、消費者ローンに42億円をご融資しております。

貸出金は、個人向け、地方公共団体向けが減少したものの、法人向けで増加したことから、期末残高では前期末比6億円増加の1,090億円となりました。なお、期中平均残高においても39億円増加し1,092億円となりました。



業種別貸出金残高



貸出金以外(余裕資金)の運用に関する事項



余裕資金については、資産の確実性、流動性および収益性を充分考慮し、余資運用基準を遵守し運用しており、主に信金中央金庫への預け金と有価証券で運用いたしました。

令和4年3月末の余裕資金運用残高は1,433億円で、主な内訳は預け金が748億円、有価証券が661億円(預証率28.15%[前期比0.15ポイント上昇])となっています。

(単位:百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期	増 減
資金運用残高	138,658	143,324	4,666
預 け 金	71,918	74,899	2,981
有 価 証 券	64,799	66,156	1,357
そ の 他	1,940	2,268	327
預証率(期末)	28.00%	28.15%	0.15ポイント

すしん力 SUSHIN ENERGY

お客さまとのふれあいが、
私たちの原動力。

地域の皆さまへの 感謝の気持ちを忘れずに

令和4年4月の異動で駅前支店配属となり、窓口業務を担当しております。ご来店いただいたお客さまに親しみを感じていただけるような接客を心がけております。お客さま一人ひとりの不安や悩みに寄り添い、相談してよかったと言ってもらえるように活動してまいります。支えてくださっている地域の皆さまへの感謝の気持ちを忘れず、これからも信頼される信用金庫職員を目指し努力してまいります。



常松 若奈
(駅前支店 預金担当)

支援力の強化と 変革への挑戦

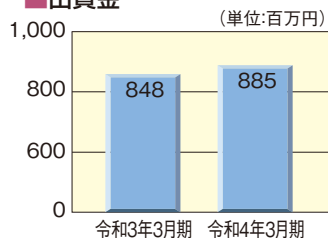
SUKAGAWA SHINKIN BANK

会員数・出資金について

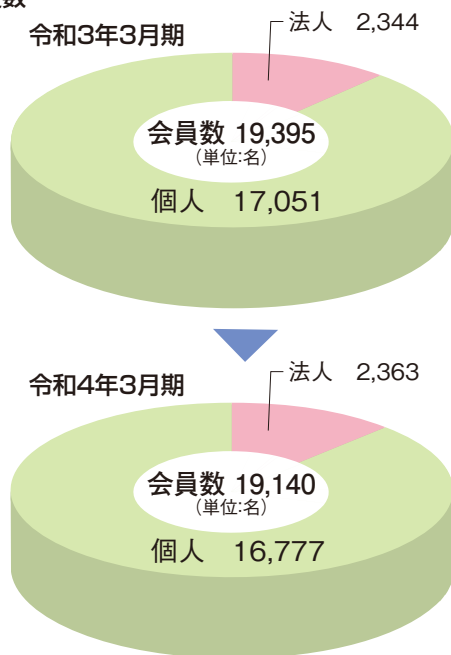
創業108年。
地域とともに歩んだ信頼の証がここに。

大正3年の創業以来、当金庫は多くの会員の皆さまに支えられております。地域密着型の金融機関として、お客さまのあらゆるニーズに応え、提案していくことが私たちの使命です。

■出資金



■会員数

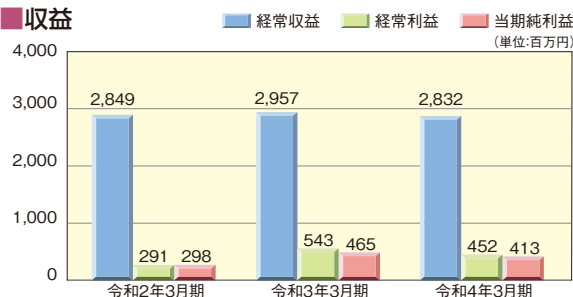


今期決算に関する事項

業績

収益面では、低金利政策が継続されていることから有価証券利息は横ばいに推移し、コロナ禍における取引先への資金繰り支援等に応需し、貸出金利息が35百万円増加、預り資産等の役務取引等収益が28百万円減少、貸倒引当金の戻しが118百万円減少、預金支払利息が8百万円減少、更に人件費等の経費が45百万円減少等から、当期純利益は前期比51百万円減少の413百万円となりました。

■収益



事業の展望

地縁性金融機関として、「相互扶助」の経営理念に基づき、独自性・特性や強みを発揮しながら、中期経営計画に掲げた重要課題「取引先の資金繰り支援」「本業支援、経営改善支援」「事業承継、再生支援」「個人と地域社会の課題解決支援」に取り組み、これまで以上に地域社会全体の成長に貢献していくことが求められているものと認識しています。

また、コロナにより社会構造や生活様式は大きく変化、顧客ニーズの変化とともにスマートフォンの急速な普及、キャッシュレスの推進などから、非対面・非接触の取引が急速に進展し、人口減少と相まって来店客数の減少は一層加速するものと考えられ、店舗戦略や運営方法についてどう対応していくべきか検討を求められています。

お客さまとのふれあいが、

すしん力
SUSHIN ENERGY

私たちの原動力。

お客さまとのコミュニケーションを大切に、 地域に貢献していきたい

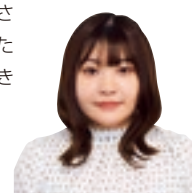
入庫6年目、4月より上町支店で渉外係を担当しております。お客さまとのコミュニケーションを大切に、業務に取り組んでおります。日々学ぶことが多く、勉強の毎日です。まだまだ未熟ではありますが、地域密着型金融機関の職員として、お客さまと地域社会のために貢献できるよう努力し、お客さまから信頼される職員を目指し、精進してまいります。



室田 純一
(上町支店 渉外担当)

これからも笑顔で、 お客さまの夢を叶えるお手伝いを

3月に駅前支店からの異動が決まり、窓口にて毎日ご来店くださるお客さまにご挨拶いたしました。翌日、そのお客さまから「お身体を大切に。いつも笑顔に癒されてました」とお手紙をいただきました。何度も壁にぶつかり、悩みながらも頑張ってきて良かったと思いました。私にできることは限られていますが、少しでもお客さまのお役に立てるよう、これからも笑顔で、たくさんの方の夢を叶えるお手伝いをしたいと思います。



赤司 梨乃
(郡山支店 預金担当)

対処すべき課題

当金庫の使命は、あらゆる経営資源を活用して、会員や地域の皆さま等としっかりと向き合い、ともに課題解決に努め、地域の持続的な発展に貢献することを目指すとともに、地域やお客さまから必要とされ続け、これを揺るぎないものとするのであります。

このために、令和4年度においても地域密着型金融の取組みをさらに深化させ、信頼関係に基づいた長期的なサービス提供の充実やガバナンス・情報開示の充実による独自性のさらなる発揮に努めるとともに、引き続き中小企業、地域の皆さまに寄り添い、全力で傾注していくため「取引先の資金繰り支援」「経営改善支援」「個人と地域社会の課題解決支援」「経営管理体制の強化」等を最重要課題として掲

げて活動するとともに、内部的には業務収益性・生産性・効率性の向上を図るほか、長期化する低金利下局面での資金運用力の強化にも努めてまいります。



業務の健全性・適切性を確保するための体制

当金庫は、内部管理システムの構築が業務の健全性・適切性を確保するために必要不可欠なものであるとの認識のもとに、平成19年7月に「内部管理基本方針」を策定しその後、一部改正を実施し、継続的に内部管理システムの整備を進め、その実効性確保に努めております。

内部管理基本方針には次の事項が定められております。

1. 金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
2. 金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
3. 金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
4. 金庫の理事及び職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
5. 金庫及び金庫の子法人等における業務の適正を確保するための体制
6. 金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
7. 監事の職務を補助すべき職員の金庫の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
8. 金庫の監事への報告に関する体制
9. 金庫の監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
10. 監査費用の前払いや償還に関する方針
11. その他金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

お客さまとのふれあいが、

すしん力
SUSHIN ENERGY

私たちの原動力。

地域に寄り添い、少しでも勇気や元気を差し上げられる存在になりたい

西川支店の渉外担当として、お客さまとの信頼関係を築き、どのような相談でも受けられるよう日々の業務に取り組んでおります。お客さまが何を求めているか、そのためには何が必要かを常に考え、ニーズに合った商品の提案を心がけており、そのなかでお客さまから感謝のお言葉をいただけることが一番のやりがいです。コロナ禍で先が見えない不安な時代ではありますが、地域に寄り添い、少しでも勇気や元気を差し上げられる存在になっていきたいです。



金澤 昂平
(西川支店 渉外担当)

お客さまに信頼される職員となれるよう努めてまいります

玉川支店では、令和元年度より昼休みが導入されたことに加え、昨年度からはエリア制も導入になり、窓口取扱業務が変更になりました。ご利用くださっている地域のお客さまにはご不便をおかけすることもあります。皆さまの温かいご協力によって当金庫が支えられていると改めて実感しております。少しでも多くの恩返しができるように、どんなに些細なことにも丁寧にお答えし、信頼される職員となれるよう努めてまいります。



荒井 志のぶ
(玉川支店 預金担当 係長)

人材育成・能力開発への取り組み

地域に根ざした金融機関として、お客さまにご満足いただける金融サービスを提供し、お客さまのニーズに合った商品の提案をするため、課題解決型金融を担う人材の育成が重要です。

日常業務を通しての部下指導(OJT)、金庫内研修、派遣研修、各種資格検定試験、各種通信講座受講等により、職員個々の自己啓発を促し、人材育成と能力開発に努めております。

職場内訓練(OJT)

個々の職場内で計画的、かつ継続的に勉強会及び、同行訪問により実践訓練を実施しております。

◇新入職員マンツーマン教育

*マンツーマンリーダーを選任し、教育期間を6ヵ月設定、週間指導計画書のもと指導しております。

◇各種勉強会

◇本部各部署による臨店個別指導

◇コンプライアンス研修

金庫内研修

階層、職務別研修会の実施による業務知識の習得・再確認のため研修を実施しております。

■外部講師による研修

◇「アフターコロナで力を発揮する本業支援研修」

…コロナ禍の厳しい経済状況下における取引先企業への本業支援に関する具体的な行動方法等を学ぶ
(令和3年7月／講師(株)銀行研修社)

◇「創業支援能力向上研修」

…創業審査の着眼点や創業者へのアドバイス方法など創業支援に関するノウハウの習得、及び創業支援に対する意識向上を図る
(令和3年8月／主催:日本政策金融公庫)

◇「事業再生支援研修」

…日本政策金融公庫と地域金融機関が連携し、事業再生をより一層推進していくことを目的とする
(令和3年9月／主催:日本政策金融公庫)

◇FP研修

「税金の知識とセールス活用及び課題解決型営業のスキル」
…若手職員のFP能力習得とお客さまとの人間関係づくりのためのスキルを学ぶ
(令和3年11月／講師(株)FPパートナーズ)

◇コンプライアンス研修会

(令和3年11月／講師:信金中央金庫)

◇損害保険一般試験前研修

(令和4年1月／講師:三井住友海上福島支店郡山支社)等

■内部講師による研修

◇新入職員研修(令和3年4月)

◇証券外務員資格試験前研修(令和3年6月)

◇新入職員フォロー研修(令和3年10月)

等

外部研修会派遣

他県、他金庫の環境及び知識・実践レベルを感じ取りながら、管理・専門能力を身につけるため外部への派遣研修を実施しております。

令和3年度実績

◇東北地区信用金庫協会主催研修会…

10講座20名派遣(WEB研修)

◇福島県信用金庫協会主催研修会…

4講座8名派遣(WEB研修含む)

以上 14講座 28名派遣

*令和4年度は15講座37名の派遣を予定しております。

スペシャリストの養成

高度化・多様化するお客さまのニーズに応えるため、専門的立場からアドバイスできるスペシャリストの養成に努めております。

■資格取得者数(令和4年3月31日現在)

FP(ファイナンシャルプランナー)

FP1級技能士	2名
FP2級技能士	31名
FP3級技能士	144名
CFP	1名

金融窓口サービス技能士

テラー2級	2名
テラー3級	11名
コンサルティング2級	2名
コンサルティング3級	29名

中小企業診断士

6名

社会保険労務士

1名

宅地建物取引士

8名

行政書士

1名

須賀川信用金庫の報酬体系について

須賀川信用金庫の役員および職員の報酬体系についてお知らせいたします。

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 決定時期と支払時期

(2) 令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	106

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」103百万円、「退職慰労金」3百万円となっております。なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号および第6号並びに第3条第1項第3号および第6号に該当する事項はありませんでした。



2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
3. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 令和3年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

すしん力 SUSHIN ENERGY

お客さまとのふれあいが、
私たちの原動力。

お客さまの抱える不安や課題を 解決できるよう活動してまいります

安積支店の融資係として3年目を迎えました。お客さまのニーズに沿った商品の提案、丁寧・迅速な対応を心がけ日々の業務に取り組んでおります。融資業務という責任の重い業務を担当し、自分の未熟さを痛感する日々ではありますが、お客さまの抱える様々な不安や課題に対して、解決のお手伝いができるよう活動してまいります。



そして、お客さまから信頼され、地域並びにお客さまの発展に貢献できる職員を目指し努力してまいります。

関根 利貴
(安積支店 融資担当)

法令等遵守(コンプライアンス)の体制

当金庫では、コンプライアンスの基本方針となる「須賀川信用金庫行動綱領」を下記のとおり制定しております。また、本部各部長および各営業店長を「法令等遵守担当者(コンプライアンス担当者)」に任命のうえ、連絡、調整を行い、必要に応じて、各部店の遵守状況を的確に確認するためにコンプライアンス・オフィサーを置く等、管理体制の強化に努めております。

須賀川信用金庫行動綱領

1. 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任
信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献
経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本意の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などのお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じ当金庫の「地域と共に歩み、地域と共に栄える」とする経営理念にそって地域社会の発展に貢献する。
3. 法令やルールの厳格な遵守
あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決して反することのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
4. 地域社会とのコミュニケーション
経営等の情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。
5. 人権の尊重
すべての人々の人権を尊重する。
6. 従業員の働き方、職場環境の充実
従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。
7. 環境問題への取り組み
資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

8. 社会参画と発展への貢献

信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

9. 反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ロンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し断定的判断の提供、事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

※当金庫は、保険窓口販売業務における個人年金保険等取扱商品の募集等に関しても本勧誘方針を準用いたします。

なお、金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

金融ADR制度への対応

苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店(電話番号は68・69ページ参照)または総務部(電話:0248-75-3362)にお申し出ください。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東

京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部」にお尋ねください。

※金融ADRとは、金融機関の業務に関する紛争を解決するための裁判外紛争解決手続のことをいいます。

リスク管理の体制

金融の自由化、グローバル化、規制緩和等の急速な進展に伴い、金融機関を取り巻く各種リスクはますます多様化、複雑化しています。このような状況の下、今後とも継続して地域の皆さまへ貢献していくためには、今まで以上にこれらのリスクを統合的に把握し、管理することが重要となってきております。当金庫では、経営全般に亘るリスク管理を徹底し、金融環境の変化に対応できる健全経営の維持に努めております。

信用リスク

信用リスクとは、貸出先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少あるいは消滅し、約定通りの利息ないし元本の支払いが不能な状況に陥り、この結果として、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、貸出案件の審査におきまして、財務状況、資金使途、返済原資、保全状況につき十分に検討を行い「量より質の貸出」を行っており、貸出資産の健全性を維持するため、貸出部門と業務推進部門を分離し、厳格な審査体制を取っております。また、企業財務分析システム、信用格付システム、不動産担保評価システム等の導入を行い、なお一層の審査の正確性を期しております。

市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフ・バランス資産を含む。）の価値が変動し金庫が損失を被るリスク、および資産・負債から生み出される収益が変動し金庫が損失を被るリスクをいいます。具体的には「金利リスク」、「為替リスク」、「価格変動リスク」が含まれます。

当金庫では、これらの各リスクに対応するため、ALM委員会を設置し経済・金利見通しなどを検討のうえ、ALM管理手法（資産・負債の総合管理）を活用し、運用・調達にかかるリスクの管理に取組み、より健全な資産・負債のバランス、収益体質の向上、管理体制の充実に努めております。

また、有価証券の運用については、中・長期の債券を中心として、安定的な収益確保に努めて、堅実な資産運用管理を行っております。

流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

当金庫では、余資運用基準・余資運用細則に基づき、資金調達、運用方法、期間バランス等を検討し、資金の流動性を確保しつつ、信金中央金庫預け金等支払準備資産の管理に万全を期しております。

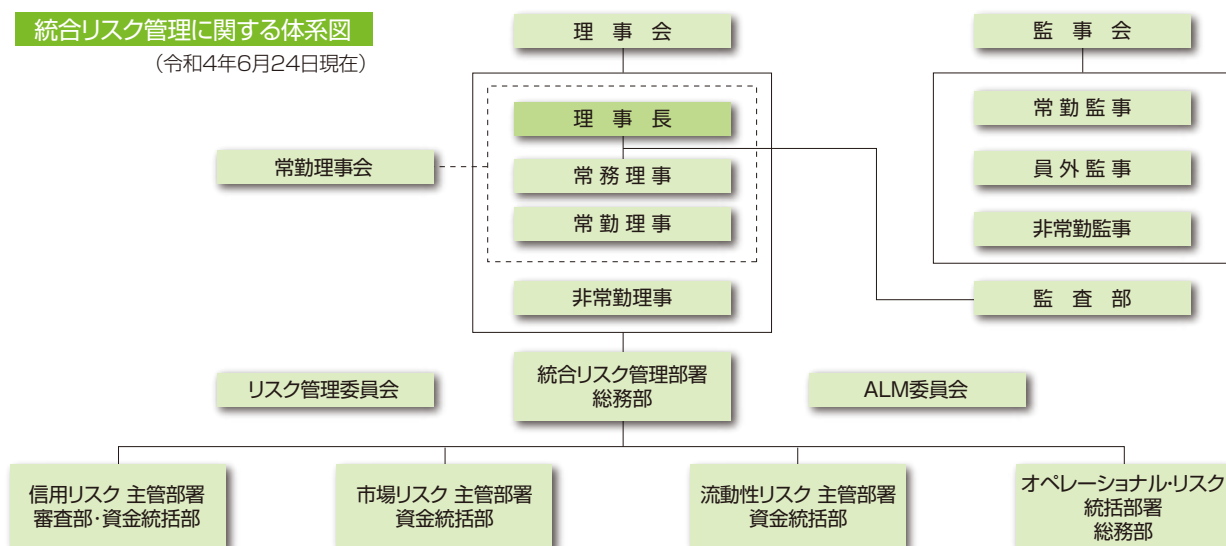
オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員活動若しくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。具体的には事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等をいいます。

当金庫では、オペレーショナル・リスクに関する組織、事務分掌および職務権限等を定め、総合的な管理体制を構築することによって、健全性の確保と収益性の向上を図っております。

統合リスク管理に関する体系図

（令和4年6月24日現在）



マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への取組み

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策基本方針

当金庫は、法令遵守基準に則り、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等(以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。)を防止するための基本方針を次のとおり定めます。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

2. 管理態勢

当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部署は事務部事務管理課とし、総務部リスク管理統括課と連携しながら関係する本部各部や営業店とともに、マネロン・テロ資金供与対策に取り組みます。

3. リスクベース・アプローチ

当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスク(顧客の業務に関するリスクを含む)を適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認を実施し、顧客の属性に即した顧客管理を実施する態勢を整備します。また、取引時の記録等から定期的な調査・分析を行い、対応策を見直します。

5. 疑わしい取引の届出

営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した疑わしい顧客やその取引等を適切に把握し、法令の定めに従い、速やかに当局へ疑わしい取引の届出を行います。

6. 資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与対策に関する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員を育成し、その確保に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

用語説明

※マネー・ローンダリング

マネー・ローンダリングとは、麻薬取引や振り込め詐欺等の違法な取引によって得た不正な収益を、偽名や他人名義の口座へ預入れたり、預金口座から預金口座へ転々と送金を繰り返す等、金融システムを利用して、資金の出所を偽装・隠蔽し、その出所が当該不正な収益であったとわからなくする行為(資金洗浄)。

※テロ資金供与

テロ資金供与等とは、金融システムを利用して、テロリストまたはその協力者等のほか、大量破壊兵器の拡散に関わる者等に対し、資金またはその他の利益を提供する行為。

※疑わしい取引の届出

金融機関等が業務に係わる取引について、当該取引において収受した財産が犯罪収益である疑いがあるかどうか、または顧客等が当該取引に関し組織的犯罪処罰法の罪もしくは麻薬特例法の罪に当たる行為を行っている疑いがある場合、届出義務のある届出。

当金庫におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与を未然に防止するため、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関係法令等を遵守し、引き続き一層の取組み強化に努める方針です。

なお、お客さまのお取引が『犯罪収益の移転の危険性が高いものとして「疑わしい取引」の届出に該当する取引』に該当すると認識した際は、当金庫は速やかに監督官庁に「疑わしい取引」の届出を行うとともに、継続的な取引モニタリングの実施や取引制限を行うことが義務付けられています。

そのため今後は、金融当局ならびに福島県警察本部の

指導により、当金庫では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与のリスクが高いと判断せざるを得ない一部のお客さまにつきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施や、お客さま情報のご提供をお願いさせていただくとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引をお受けいたしかねる、または一部お取引を制限させていただくことがございます。

また、継続的顧客管理の取組みにより、お客さまの情報や取引目的などを定期的に確認させていただきます。

お客さまには一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただくとともに、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

＜犯罪収益の移転の危険性が高いものとして「疑わしい取引」の届出に該当する取引事例＞

1. 多額の現金・小切手による入出金を伴う取引(顧客属性や取引態様に見合わない場合)
2. 現金・小切手を伴い短期間に頻繁に行われる取引で、入出金総額が多額のもの
3. 架空、他人、実体が無い法人との疑いがある口座の利用
4. 匿名または架空と思われる名義での送金を受ける口座の取引
5. 多数の口座を保有している顧客の口座を使用した取引
6. 開設後、短期での多額・頻繁な入出金を経て、解約・休止した口座の取引
7. 通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の入出金が行われた口座の取引
8. 入金口座から現金で払い戻した直後に、その現金を送金する取引(払戻口座の名義別に送金する場合)
9. 多数の者に頻繁に送金を行う口座の取引(送金を行う直前に多額の送金を受ける場合)
10. 多数の者から頻繁に送金を受ける口座の取引(送金を受けた直後に当該口座から多額の送金または出金を行う場合)
11. 貿易書類上の記載内容や取引の内容等に不審な様態がみられる輸出入取引
12. 金融庁が公表している「疑わしい取引」の参考事例(預金取扱い金融機関)」に示された取引
13. その他当金庫が「疑わしい取引」と判断する取引



自己資本充実の状況

お客さまの多様なニーズに安定的にお応えするために、「すしん」は堅実な経営基盤を築いております。

すしんの自己資本比率は、**10.68%**です。

国内基準 4.0%を上回っており、健全な財務体質を維持しております。



金融機関の健全性をあらわす最も代表的な指標は自己資本比率といわれております。

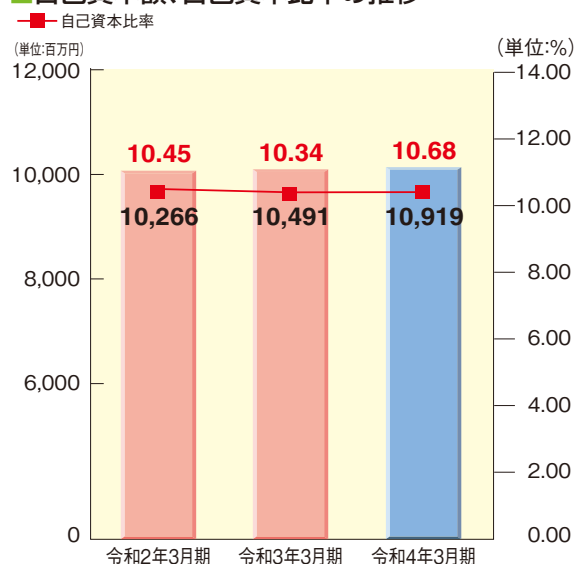
令和4年3月期の当金庫の自己資本比率は、分子に当たる自己資本額の増加等により前期末比 0.34 ポイント上昇し、10.68%となりました。この値は、国内で業務を行う金融機関に義務付けられている自己資本比率4%を上回っており、高い水準を確保しております。

自己資本比率は、金融機関が保有する貸出金や有価証券などの資産に対する自己資本の割合をいいます。例えば、貸出金が返済されず損失が生じた場合に、適正な水準の自己資本が確保されていなければ、預金の払戻しに支障をきたします。それだけに、自己資本比率は、金融機関の信用度、経営の健全性を示す重要な指標となっています。

また、自己資本が多いということは、コストのからない自前のお金が多いことになり、支払能力も収益性も高くなります。当金庫の自己資本が充実しているのは、業容を拡大していく過程で、利益の中からコツコツと積み上げてきた結果によるものです。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本 (10,919百万円)}}{\text{リスク・アセット等 (102,163百万円)}} = 10.68\%$$

■自己資本額、自己資本比率の推移



■ 単体自己資本比率

(単位：百万円)

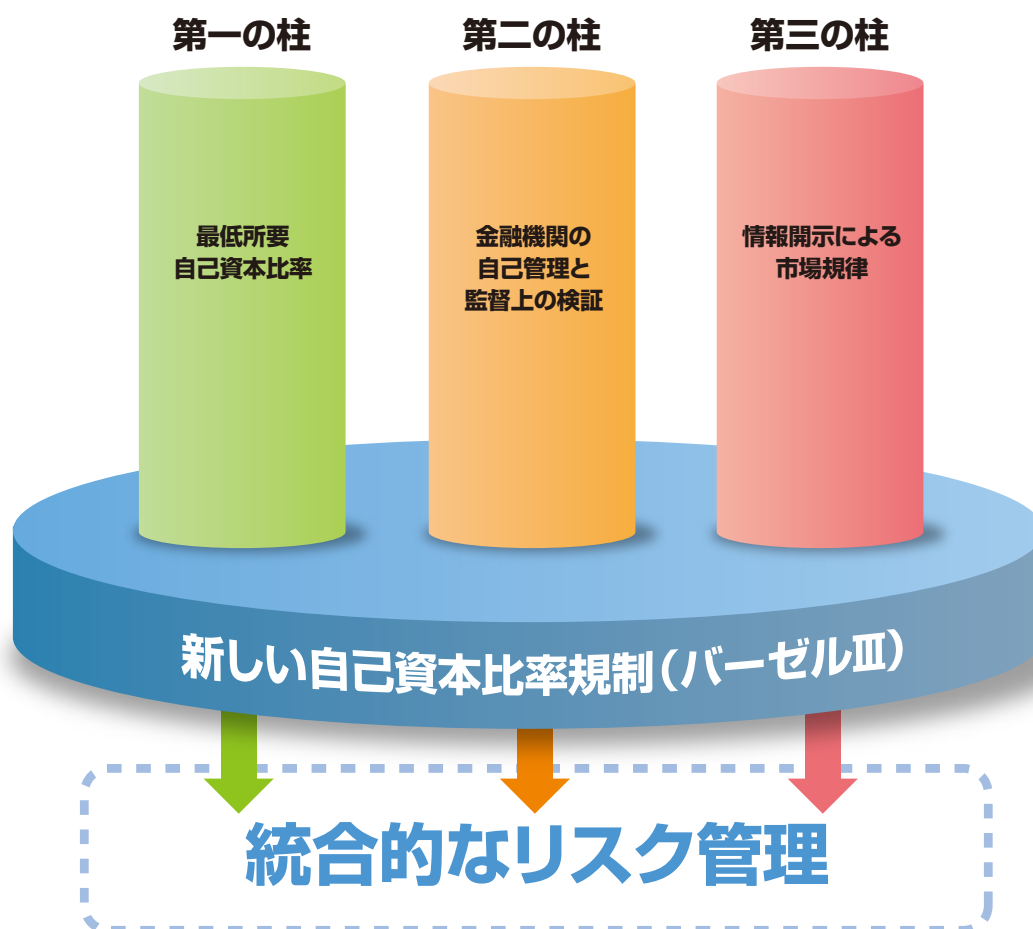
項 目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	10,419	10,852
うち、出資金及び資本剰余金の額	848	885
うち、利益剰余金の額	9,595	9,984
うち、外部流出予定額 (△)	24	17
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	103	81
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	103	81
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	10,523	10,934
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	17	14
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	17	14
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	14	0
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	32	15
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	10,491	10,919
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	96,582	97,250
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△2,025	△1,725
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△2,025	△1,725
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,823	4,913
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	101,405	102,163
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	10.34%	10.68%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本比率規制(バーゼルⅢ)

平成4年から適用されている自己資本比率規制(BIS規制)は、リスク管理手法の発展などを受けて見直しがなされ、バーゼルⅡ(新BIS規制)として平成19年3月期からすべての金融機関に適用されました。平成26年3月期からはバーゼルⅡに続く新たな枠組み(規制強化策)としてバーゼルⅢが段階的に適用されることとなりました。バーゼルⅢは、金融危機の再発を防ぎ、国際金融システムのリスク耐性を高める観点から、国際的な金融規制の見直しに向けた検討が行われた結果として実施されました。

近年の金融機関のリスク管理実務の進展や金融技術の高度化などを踏まえ、金融機関の直面するリスクをより精緻に評価すると同時に、金融機関のリスク管理能力の向上を促すことを目指した「3つの柱」すなわち、①最低所要自己資本比率、②金融機関の自己管理と監督上の検証、③情報開示による市場規律、で構成されております。

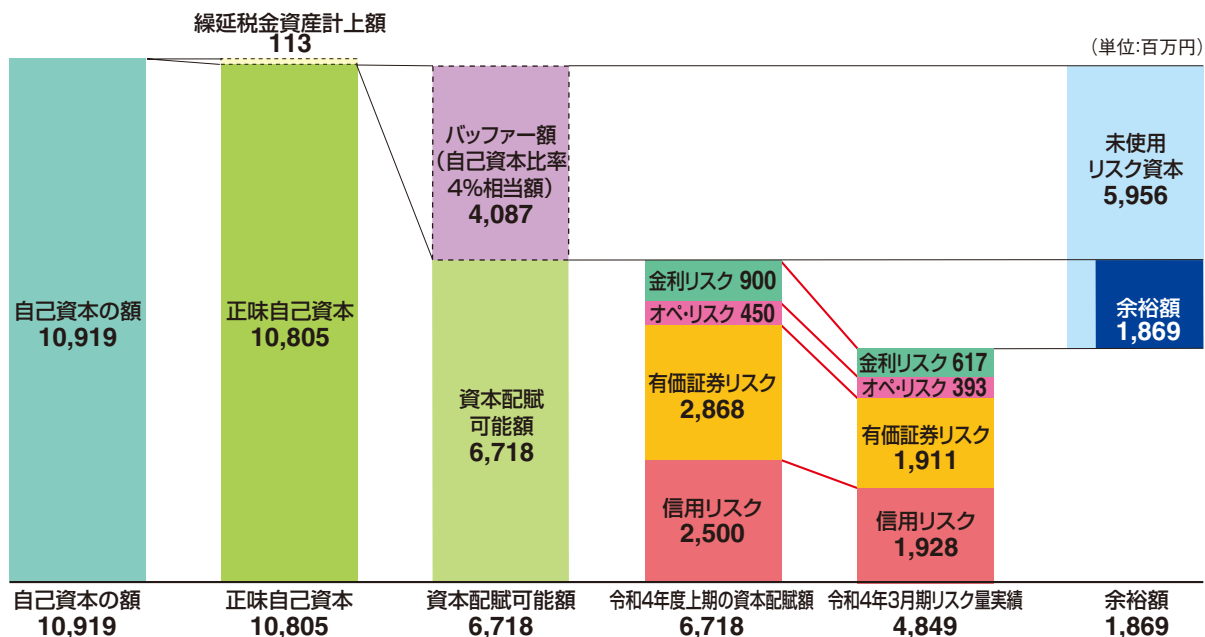


リスク管理への取組み

統合的なリスク管理とは、健全性の確保と収益性の向上を図ることを目的に、金庫の各種業務執行に伴い発生する様々なリスクを正しく把握し、かつ、金融情勢の変化に対応できるようにリスクを統合的に管理することです。

具体的には、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスク等に区分し、各リスク量を把握することによって、経営体力(自己資本)の範囲内でリスク・テイクを行うことです。

■統合的なリスク量(令和4年3月期)



統合的なリスク管理における当金庫のリスク量算出方法

■信用リスク

信頼水準99%、保有期間1年のVaR(バリュー・アット・リスク:ポートフォリオの予想最大損失額を統計的に求めたもの)とし、モンテカルロ・シミュレーションの方法によりリスク量を算出しております。

■市場リスク

信頼水準99%、保有期間6ヵ月、観測期間3年のVaR(バリュー・アット・リスク)とし、分散共分散法(デルタ法)によりリスク量を算出しております。

■オペレーショナル・リスク

バーゼルⅢにおける基礎的手法により、毎年の業務粗利益の15%の過去3年間の平均値として算出しております。

■金利リスク

バンキング勘定上の預金・貸出金等の運用及び調達金利差を、一定の金利変動シナリオのもとで金利ラダー方式により各満期日ごとに算出し、リスク量を算出しております。

■その他

統合的なリスク管理における「正味自己資本」は、リスク資本として配賦する観点から線延税金資産相当額を控除しております。

信用集中リスク

バーゼルⅢの第一の柱では対象となっていないリスクとして、信用集中リスクがあります。

当金庫では、大口与信先のうち、要管理先以下(要管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先)のものに対する債権の非保全額(引当金を除く。)のすべてが損失となった場合の、現状の自己資本比率に与える影響を計測して管理しております。

●令和4年3月期

(単位:百万円・%)

自己資本の額(A)	10,919
大口要管理先以下の非保全額(B)	17
信用集中リスクが顕在化した場合の自己資本額(C)=(A)-(B)	10,902
非保全額控除後リスク・アセット(D)	102,147
自己資本比率	10.68
信用集中リスクが顕在化した場合の自己資本比率(C)/(D)	10.67

令和4年3月期は、大口要管理先以下の非保全額が少額のため、信用集中リスクが自己資本比率に与える影響はごくわずかです。

(注) リスク・アセット(D)の額は、大口与信先のうち要管理先以下の非保全額(B)が損失となった場合の額、具体的には「損失前リスク・アセット額-大口要管理先以下の非保全額」を表しております。

信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の状況

信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円・%)

区 分		開 示 債 権 (a)	保 全 額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保 全 率 (b)／(a)	引 当 率 (d)／(a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年度	727	727	202	525	100.00	100.00
	令和3年度	639	639	148	490	100.00	100.00
危険債権	令和2年度	2,469	2,199	1,585	614	89.05	69.45
	令和3年度	2,421	2,155	1,519	635	89.01	70.51
要管理債権	令和2年度	22	22	22	0	101.11	—
	令和3年度	16	14	14	0	87.53	6.72
	三月以上延滞債権	令和2年度	22	22	0	101.11	—
		令和3年度	16	14	0	87.53	6.72
	貸出条件緩和債権	令和2年度	—	—	—	—	—
		令和3年度	—	—	—	—	—
小計(A)	令和2年度	3,219	2,949	1,809	1,139	91.61	80.84
	令和3年度	3,077	2,809	1,682	1,126	91.28	80.77
正常債権(B)	令和2年度	106,458					
	令和3年度	107,305					
総与信残高(A)+(B)	令和2年度	109,677					
	令和3年度	110,382					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)です。

■貸倒引当金・貸出金償却の状況

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	令和2年度	386	102	— ※ 386	102	※洗替による取崩額
	令和3年度	102	79	— ※ 102	79	※洗替による取崩額
個別貸倒引当金	令和2年度	1,003	1,139	26 ※ 977	1,139	※主として税法による取崩額
	令和3年度	1,139	1,126	32 ※ 1,107	1,126	※主として税法による取崩額
合 計	令和2年度	1,389	1,241	26 1,363	1,241	
	令和3年度	1,241	1,206	32 1,209	1,206	

(注) 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

●貸出金償却の額

(単位:千円)

区 分	令和2年度	令和3年度
貸 出 金 償 却	—	—



個人情報に関する取組み

令和4年4月1日

須賀川信用金庫

〒962-0842 福島県須賀川市宮先町31番地

理事長 加藤 敏彦

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。)、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。

なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

- (1) 身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ
 <例>顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
- (2) 国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号
 <例>運転免許証番号、パスポート番号、個人番号(マイナンバー)等

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

- 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

- お客さまの個人情報は、

- ① 預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ② 営業店窓口係や渉外係等が口頭でお客さまから取得した事項
- ③ 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等でお客さまから取得した事項
- ④ 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤ その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

- 当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

A. 個人情報(個人番号を含む場合を除きます)の利用目的(業務内容)

- ① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- ② 公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- ③ その他信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)

(利用目的)

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため

- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため

- ⑥ 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため

- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため

- ⑧ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため

- ⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため

- ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため

- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため

- ⑫ 各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため

- ⑬ その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため

(法令等による利用目的の限定)

- ① 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ② 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

- ① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④ 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦ 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑧ 預金口座付番に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、下記の当金庫相談窓口までお申下さい。

ダイレクト・マーケティング中止の相談窓口

須賀川信用金庫の最寄りの営業店もしくは

総合企画部営業推進課(電話番号: 0248-75-3319)

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求(第三者提供記録の開示も含みます。)があった場合には、請求者をご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。

- お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客さま本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客さまからの個人情報等の利用目的の通知ならびに個人情報等の開示および第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- 以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記の当金庫相談窓口までお申し出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。当金庫における個人情報の安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
- (2) 取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
- (3) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれ把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- (4) 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
- (5) 個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- (6) アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。
- リンクについて
当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客さまの個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。
- クッキーについて
当金庫のホームページではクッキーを使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っておりません。

(クッキーとは)

クッキーとは、お客さまがウェブサイトへアクセスする際、お客さまのパソコン等のウェブブラウザに一定の情報を格納し、再度お客さまが当金庫のウェブサイトをご利用いただくことを容易にする技術です。クッキーを読むことができるのは設定したウェブサイトのみです。お客さまが接続されたその時のみ有効であり、また、お客さまの氏名・Eメールアドレスなど個人を特定する情報は含まれていません。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- 定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ダイレクトメールの発送に関わる事務
- 情報システムの運用・保守に関わる業務
- 手形、小切手の発行に関わる事務

7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

※同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨およびその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨およびその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客さまのご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください（ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます）。

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取り組めます。

なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫相談窓口までご連絡下さい。

個人情報等に関する相談窓口

須賀川信用金庫 総務部 リスク管理統括課

住 所：〒962-0054

須賀川市牛袋町121番地1

電話番号：0248-75-3362

Eメール：s1185008@facetoface.ne.jp

顧客保護に関する当金庫の取組みについて

ICキャッシュカードの発行

偽造・変造・不正読み取りが困難なICチップを搭載し、安全性を一層強化しました。

カード紛失・盗難等の24時間365日受付

当金庫では365日24時間体制で通帳・カード・印鑑等の紛失・盗難の受付を行っております。

☎ 0120-793714 (ナクサナイヨ)

ATMでの暗証番号変更

当金庫のカードは、当金庫のATMであればその場で暗証番号の変更が可能です。

1日あたりのご利用限度額、利用回数の設定

ICキャッシュカードでの1日あたりの利用限度額を100万円（MCキャッシュカード取引の利用限度額は50万円）。また、お客さまの申請により一定

金額の範囲内で任意設定も可能）としております。また、支払についても回数制限の設定が可能となっております。

詐欺被害を防止するためのATMの一部利用制限

多発している詐欺被害を防止するため、キャッシュカードによるATM振込およびATMでの現金出金の一部利用を制限しております。

対象となるお客さま

- ① 65歳以上のお客さまで過去3年以上、キャッシュカードによるATM振込およびATMでの現金出金（ATM振替・デビット取引を含む）のご利用がないお客さま
- ② 令和4年4月20日以降にキャッシュカードを発行された65歳以上のお客さま

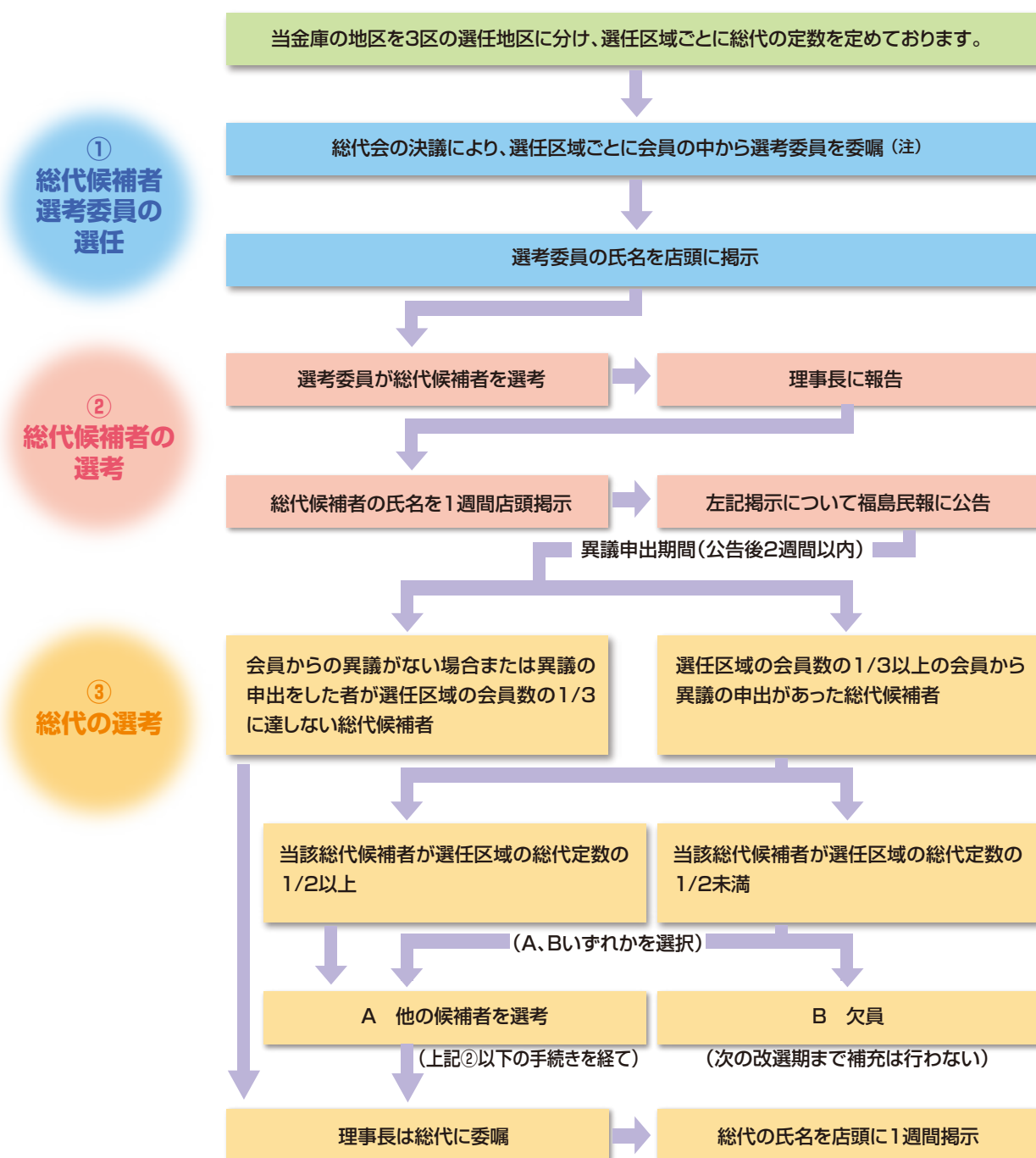
総代会等に関する情報開示

1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代わり総代会制度を採用しております。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の業務を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

2. 総代が選任されるまでの流れ



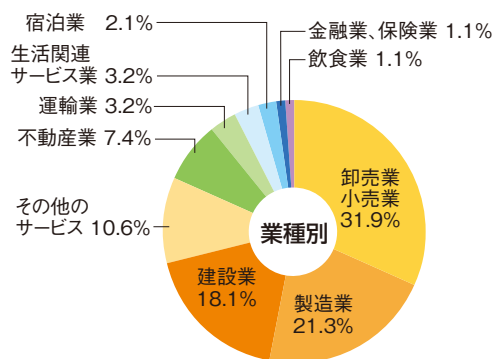
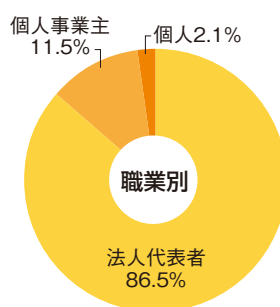
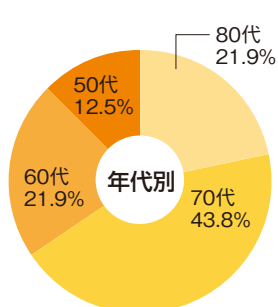
3. 総代選任区域及び総代氏名(総代名簿)

令和4年6月24日 現在 (敬称略・五十音順)

地 区	区 域	人数	氏 名
1区	須賀川市 鏡石町 天栄村	59	赤井田富美子④ 赤羽 隆 ② 味戸誠一郎 ① 池田 正夫 ④ 石井 敬三 ⑩ 石川 正治 ⑥ 糸井 一郎 ① 岩崎 重憲 ① 及川 俊介 ① 大木 和彦 ① 大越 彰 ④ 岡村 丈吉 ⑦ 小野 佳子 ④ 影山 安 ⑤ 川合 久夫 ② 神田 雅彦 ④ 菊地 義孝 ⑦ 桑名 勝也 ⑥ 小林 哲郎 ⑤ 小針 弘士 ⑤ 小山 邦弘 ⑥ 相楽 次郎 ⑤ 佐久間信寿 ⑭ 佐藤 三郎 ⑭ 佐藤 成行 ② 佐藤 博 ③ 三瓶 久三 ① 須賀 道雄 ② 菅波 良隆 ④ 鈴木 和美 ⑤ 鈴木 勝幸 ⑦ 鈴木 丈介 ⑤ 鈴木 智子 ③ 関根 秀雄 ① 関根 雅彦 ① 土田 信雄 ⑤ 飛木 久行 ⑤ 西澤 和彦 ① 野村 重忠 ② 萩原 政幸 ③ 橋本 和直 ③ 星 完治 ① 堀江 祐介 ⑩ 増子 仙一 ⑤ 三浦 耕治 ② 村上 彰啓 ① 村上 隆夫 ⑤ 室井 宏 ④ 安田 長蔵 ⑤ 柳 義男 ④ 山本 達哉 ⑤ 横山 敦 ④ 吉田 勝昭 ⑦ 吉田 敬一 ④ 吉田 大二 ④ 吉田 俊夫 ⑥ 吉田 廣光 ④ 和田 征三 ⑥ 和田 英夫 ⑦
2区	石川町 古殿町 玉川村 平田村 矢吹町の一部	18	阿久津智以 ② 石井 佳子 ② 岩谷 幸雄 ① 遠藤 恭正 ⑤ 岡部 弘一 ① 久保木マサ子 ② 車田 文昭 ② 坂本 恵正 ② 佐川 保博 ⑤ 瀬谷 浩宣 ① 中井 政助 ④ 橋本 栄一 ① 藤原 博志 ② 降矢 長夫 ⑥ 溝井 清一 ② 矢内 伸和 ⑦ 矢内 洋子 ③ 吉田 一治 ②
3区	郡山市	19	青木 恒夫 ⑪ 梅津 宗沖 ⑦ 遠藤 正夫 ⑩ 小平 隆司 ④ 影山 敏宏 ⑤ 小池 正幸 ④ 三部 吉久 ② 四家 保之 ⑤ 菅原 治 ② 鈴木 幸雄 ① 庭野軍治郎 ⑤ 平栗 正雄 ③ 藤田 公平 ② 松山 規男 ⑦ 宗形 良雄 ① 山口 進 ⑭ 吉田 陽子 ③ 吉村 武男 ⑧ 渡辺憲一郎 ⑧

(注) 丸数字は就任回数

総代の属性等別構成比



(注) 業種別の構成比は法人代表者及び個人事業主に限る。

4. 第109回通常総代会(令和4年6月24日開催)の報告事項及び決議事項

(1) 報告事項

第109期(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)業務報告、
貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

(2) 決議事項

第1号議案 剰余金処分案承認の件

第2号議案 定款第15条に基づく会員除名の件

上記議案は原案どおり承認可決されました。



金庫の主要な事業の内容 (令和4年6月30日 現在)

須賀川信用金庫が現在取り扱っている業務・商品等についてご説明いたします。



業務の種類

1. 預金及び定期積金の受入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1)債権の保証又は手形の引受け
 - (2)有価証券(《5》に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)の売買又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。)
 - (3)有価証券の貸付け
 - (4)国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取
 - (5)金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証券の取得・譲渡に係る付随業務)
 - (6)短期社債等の取得又は譲渡
 - (7)次に掲げる者の業務の代理
 - 株式会社日本政策金融公庫
 - 独立行政法人住宅金融支援機構
 - 独立行政法人勤労者退職金共済機構
 - 独立行政法人福祉医療機構
 - 日本銀行
 - 年金積立金管理運用独立行政法人
 - 独立行政法人農林漁業信用基金
 - 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - 独立行政法人労働者健康安全機構
 - 一般社団法人しんきん保証基金
 - 公益社団法人全国市街地再開発協会
 - 公益財団法人不動産流通推進センター
 - (8)次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
 - イ 金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
 - ロ 銀行
 - ハ 長期信用銀行(長期信用銀行法(昭和27年法律第187号)に規定する長期信用銀行をいう。)
 - ニ 信用協同組合及び中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会

- ホ 労働金庫及び労働金庫連合会
 - ヘ 農業協同組合(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第3号の事業を行うものに限る。)及び農業協同組合連合会(同法の事業を行うものに限る。)
 - ト 漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第11条第1項第4号の事業を行うものに限る。)、漁業協同組合連合会(同法第87条第1項第4号の事業を行うものに限る。)、水産加工業協同組合(同法第93条第1項第2号の事業を行うものに限る。))及び水産加工業協同組合連合会(同法第97条第1項第2号の事業を行うものに限る。)
 - チ 農林中央金庫
- (9)国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (10)有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (11)振替業
 - (12)両替
 - (13)金の取扱い
 - (14)デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの(《5》に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - (15)金融等デリバティブ取引(《5》及び《14》に掲げる業務に該当するものを除く。)
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く。)
 6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1)保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - (2)当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
 - (3)高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
 - (4)電子記録債権法第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
 - (5)確定拠出年金法(平成13年法律第88号)により行う業務

預金業務

(令和4年6月30日 現在)

商 品 名	内 容
総 合 口 座	普通預金と定期預金がセット。「貯める」「使う」「支払う」「借りる」が一冊の通帳と「しんきんキャッシュカード」の併用で、ムダなく便利に利用できる口座です。
普 通 預 金	給与振込、年金・配当金の自動受取、公共料金、クレジット、保険料等の自動振替など暮らしのお財布代わりに。“すしん”のどの店舗でも入金・出金ができ、また、「しんきんキャッシュカード」を併用されますと全国のほとんどの金融機関のキャッシュコーナーでご利用いただけます。
定 期 預 金	自動融資がセットされており、不意の出費にも安心です。ご融資額は、定期預金残高の90%(最高200万円)までです。
年金定期「さわやか」	公的年金等受給者で当金庫に年金の振込をされている方および、年金振込を指定した方がご利用いただけます。お預入れ時のスーパー定期の店頭表示の利率に1年ものは0.05%、3年ものは0.1%をプラスいたします。期間は1年または3年の自動継続(元金継続とし、利息は原則年金振込口座へ振替えとなります。)、お一人あたり1,000万円を限度とし、年金振込口座のある店舗でのお取扱いとします。当金庫に振込を指定された方は、「さわやかクラブ」会員として、提携店での割引制度や「しんきん健康サポートプラン」等のサービスを受けることができます。
退職金優遇定期預金「ステップ」	お客さまの退職後のセカンドライフを応援させていただく定期預金です。退職金のお受取りから1年以内の方を対象に、新規のお預入れに限り、預入時の取扱商品の店頭表示の利率に0.3%をプラスいたします。期間は3ヵ月となります。
貯 蓄 預 金 Freedom「夢発見」	カードでも出し入れができる預金です。ただし、給与、年金等の自動受取、公共料金等の自動振替はできません。
スーパー定期	お預入れ時の金融情勢で金利を定める自由金利の定期です。期間は1ヵ月～5年となります。
大口定期預金	1,000万円以上のまとまった資金の運用に適した自由金利預金です。期間は1ヵ月～5年となります。
期日指定定期預金	自由金利で1年ごとの複利でお得です。お預入れ1年経過後は一部支払い(1万円以上)もでき、また満期日のご指定も自由(1ヵ月前にご連絡ください)です。期間は最長3年となります。なお、個人の方のみご利用いただけます。
定額複利預金	お預入れ期間が長いほど有利な金利で運用いただけます。6ヵ月複利計算だからさらにお得です。据置期間(6ヵ月)経過後であれば1万円以上1万円単位の金額で契約期間中に何度でも一部お引き出しができますので大変便利です。期間は3年～5年となります。
スーパー積金	旅行、結婚、教育、住宅の増改築、事業の拡張資金など、目標に向け、毎月一定額を積み立てる預金です。期間は6ヵ月～5年となります。なお、掛け込み額は毎月1,000円以上(6ヵ月は50,000円以上)となります。
地域貢献特別定期預金「ファミたん しんきん定期預金」	福島県子育て応援パスポートを持つ保護者の方を対象に、スーパー積金の新規預入に限り、預入時の店頭表示の利率に0.1%をプラスいたします。期間は3～5年となります。なお、掛込金額は1世帯毎月1万円以上5万円以内となります。
地域貢献特別定期預金「ファミたん しんきん定期預金 あすなろ」	福島県子育て応援パスポートを持つ保護者の方を対象に、スーパー定期の新規預入に限り、預入時の店頭表示の利率の2倍の金利上乗せをいたします。期間は3・4・5年となります。なお、1世帯10万円以上300万円未満となります。
通 知 預 金	まとまったお金の短期間の運用に最適です。7日以上のお預入れで、お引き出しは2日前までにご通知ください。
当 座 預 金	ご商売のお支払いに、手形・小切手をご利用いただけ、頻繁に入金・出金をされる法人・個人事業主の方に最適です。
決済用普通預金(無利息型)	預金保険の対象となる預金等のうち「無利息・要求払い・決済サービスの提供」という3要件により全額保護されます。
納税準備預金	納税に備え、お預入れいただく預金で、租税納付目的のお引き出しの場合、お利息は非課税です。
財 形 預 金	給料やボーナスから天引きで積み立てする預金です。一般財形預金、財形年金預金、財形住宅預金の取扱いとなります。財形年金預金と財形住宅預金を合わせて合算元本550万円まで非課税です。

★商品利用にあたっての留意事項

金融機関の商品は、変動金利商品のようにお客さまの予想に反して金利が上下したり、中途のご解約により金利が変更になったり、思わぬ違約金を求められたりする商品もございます。ご利用にあたりましては、当金庫の窓口や渉外担当者、これら商品に関するご質問を何なりと申し出ください。お客さまにご理解いただけるまで、ご説明させていただきます。

■融資業務

●事業性の融資

(令和4年6月30日 現在)

商 品 名	内 容
一般のご融資 (事業資金)	・割引手形…一般の商業手形を資金化するご融資です。・手形貸付…仕入れ資金などの短期運転資金をご融資します。 ・証書貸付…設備資金などの長期の資金需要にお応えします。 ・当座貸越…あらかじめ設定した限度内での当座の決済資金をご融資します。
新事業育成資金	原則担保不要、保証人は代表者(個人事業主の方は配偶者または事業継承予定者)。申込時に「事業計画書」の提出を求め、新たに事業を立ち上げようとしている、または開業後1年以内の個人および法人(NPO法人を含む。)の方がご利用いただけます。 期間 5年以内、融資限度額 500万円
すしん地方創生支援ローン	原則担保不要、保証人は代表者(個人事業主の方は配偶者または事業継承予定者)。創業(第二創業を含む)を計画・準備されている法人および個人事業主の方がご利用いただけます。期間は運転資金7年以内・設備資金10年以内、融資限度額2,000万円
すしんパートナーⅡ・Ⅲ	福島県信用保証協会の特別追認保証制度に基づく事業資金融資となります。 期間10年以内、融資限度額はパートナーⅡ5,000万円・パートナーⅢ2,000万円
すしんTKC 経営者ローン	原則担保不要、保証人は代表者(個人事業主の方は配偶者または事業継承予定者)。TKC会員の関与先企業で、TKC会員の紹介を受けた原則2年以上の事業実績を有する中小企業者の方がご利用いただけます。 期間 5年以内、融資限度額 1,000万円
すしん事業者カードローン	事業用小口資金をカード、通帳を使って限度内は繰り返し借り入れができます。福島県信用保証協会の保証が必要となります。 期間 2年更新、融資極度額 2,000万円
すしんビジネスワイドローン	カードにより限度内は繰り返し借り入れができます。原則、不動産または有価証券を担保とし、保証人は代表者(個人事業主の方は配偶者または事業継承予定者)となります。期間2年更新、融資極度額5,000万円
・すしん須賀川商工会議所 ・すしん郡山商工会議所 ・すしん岩瀬管内商工会 メンバーズビジネスローン	原則担保不要、保証人は代表者(個人事業主の方は配偶者または事業継承予定者)。当金庫営業地域内において2年以上の事業実績を有する須賀川商工会議所・郡山商工会議所・岩瀬管内商工会のいずれかの会員である個人事業主および法人の方がご利用いただけます。期間は運転資金5年以内・設備資金7年以内、融資限度額1,000万円
すしん法人会・税理士会 パートナーローン	原則担保不要、保証人は代表者(個人事業主の方は配偶者または事業継承予定者)。法人会の会員かつ税理士会所属税理士の関与先企業で、原則2年以上の事業実績を有し、かつ、2期以上の決算を実施している中小企業者の方がご利用いただけます。 期間 5年以内、融資限度額 1,000万円
福島県中小企業家 同友会連携資金 すしんアクティブローン	原則担保不要、保証人は代表者(個人事業主の方は配偶者または事業継承予定者)。中小企業家同友会の会員で、原則2年以上の事業実績を有し、かつ、2期以上の決算を実施し、事業計画等を策定している方がご利用いただけます。 期間は運転資金5年以内・設備資金7年以内、融資限度額2,000万円
農林畜産業支援ローン すしんアグリサポート500	原則担保不要、保証人は代表者(個人事業主の方は配偶者または事業継承予定者)。農林畜産業の経営に必要な運転資金または設備資金(他金融機関の借換も可)にご利用いただけます。期間 1年以上7年以内、融資限度額 10万円以上500万円以内
農林畜産業支援ローン すしんアグリ復活5000	日本政策金融公庫保証により担保原則不要、保証人は代表者(個人事業主の方は配偶者または事業継承予定者)。農林畜産業の経営に必要な運転資金または設備資金(他金融機関を含め旧借返済を除く)にご利用いただけます。期間1年以上7年以内、融資限度額100万円以上5,000万円以内

※事業性融資の保証人については、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき当金庫の審査により不要となる場合があります。

●個人向けの融資

(令和4年6月30日 現在)

商 品 名	内 容
すしん教育ローン	しんきん保証基金保証により、担保・保証人が不要で、高校、高等専門学校、専修学校、短大、大学、大学院等に入進学されるお子さまの入学金、授業料などにご利用いただけます。期間3カ月以上16年以内、融資限度額1万円以上1,000万円以内
すしん教育カードローン	しんきん保証基金保証により、担保・保証人が不要で、高校、高等専門学校、専修学校、短大、大学、大学院等に入進学されるお子さまの入学金、授業料などにご利用いただけます。期間は5年以内とし、その後証書貸付に切替し10年以内に返済いただきます(上位学校へ進学した場合の特例あり)。融資極度額50万円以上500万円以内(10万円単位)
すしん職域サポートローン	しんきん保証基金保証により、担保・保証人が不要で、職域サポート契約を締結した事業所に働く経営者・従業員の方を対象として、自動車、教育、住宅・リフォーム関連資金のほか、前記資金を用途としたローンの借換などにご利用いただけます。期間3カ月以上10年以内、融資限度額1万円以上500万円以内
すしん職域フリーローン	しんきん保証基金保証により、担保・保証人が不要で、職域サポート契約を締結した事業所に働く経営者・従業員の方を対象として、おまとめ資金などお使いみち自由なローンです(事業性資金も可)。期間3カ月以上10年以内、融資限度額1万円以上500万円以内
すしん カーライフプランローン	しんきん保証基金保証により、担保・保証人が原則不要で、自家用自動車、オートバイ、自転車等の購入資金、車検・修理、運転免許取得費用などワイドにご利用いただけます。期間3カ月以上10年以内、融資限度額1万円以上1,000万円以内
すしんフリーローン 「クイックサポート」	㈱クレディセゾン保証により、担保・保証人が原則不要で、お使いみち自由なローンです(事業性資金も可)。期間6カ月以上10年以内、融資限度額10万円以上500万円以内
すしんフリーローン 「スペシャル1000」	オリックス・クレジット㈱保証により、担保・保証人が原則不要で、お使いみち自由なローンです(事業性資金を除く)。期間6カ月以上10年以内、融資限度額10万円以上1,000万円以内
らくらく 無担保住宅借換ローン	㈱ジャックス保証により、担保・保証人が原則不要で、公的住宅ローン、民間金融機関住宅ローンの借換などにご利用いただけます。期間6カ月以上20年以内、融資限度額50万円以上1,500万円以内
しんきん マイホームローン	しんきん保証基金保証により、融資の対象および付随する土地・建物等を担保とし、住宅の新築、増改築、土地やマンションの購入、住宅ローンの他行借換などにご利用いただけます。期間1年以上35年以内、融資限度額50万円以上8,000万円以内
すしん 無担保住宅ローン	しんきん保証基金保証により、担保・保証人が原則不要で、不動産購入、新築、建替え、リフォーム資金のほか、住宅ローンの他行借換や空き家解体費用などにご利用いただけます。期間3カ月以上25年以内、融資限度額1万円以上2,000万円以内
住まいのいちばん ネクストV	全国保証㈱保証により、融資の対象および付随する土地・建物等を担保とし、住宅の新築、増改築、土地やマンション購入、住宅ローンの他行借換などにご利用いただけます。期間2年以上35年以内、融資限度額100万円以上1億円以内
長期固定金利型住宅ローン すしんフラット35(機構買取型)	住宅金融支援機構と提携して実現した長期固定金利の住宅ローンです。融資の対象および付随する土地を担保とします。毎月の返済額が確定しているので、計画的な返済を行うことができ安心です。期間は①15年以上35年以内②完済時年齢が80歳となるまでのいずれか短い方、融資限度額100万円以上8,000万円以内
すしん シニアライフローン	しんきん保証基金保証により、担保・保証人が不要で、リフォーム、自動車購入資金、旅行費用などにご利用いただけます。当金庫に年金受取口座をお持ちの満60歳以上の方が対象です。期間3カ月以上10年以内、融資限度額1万円以上100万円以内
すしん シニアワイドローン	カードにより限度内は繰り返し借り入れができます。不動産担保、保証人が必要となります。期間2年(継続利用可)、貸越極度額300万円以上2,000万円以内(10万円単位)
随時カードローン 「ライフサポート」	しんきん保証基金保証により、担保・保証人が不要で、お使いみち自由なカードローンです。期間2年更新、貸越極度額10万円以上100万円以内(10万円単位)
すしんきゅする (カードローン)	信金ギャランティ㈱保証により、担保・保証人が不要で、お使いみち自由なカードローンです。期間2年更新、契約極度額50万円以上500万円以内(10万円単位)

※「しんきん保証基金」は、一般社団法人しんきん保証基金の略称です。

★商品利用にあたっての留意事項

当金庫では、お客さまのニーズにあった各種ローンを用意しておりますので、お申込みの際には商品の内容を職員にお尋ねいただき、お客さまの目的にあったローンをお選びください。また、保証会社の保証が条件となるご融資は、融資利息のほかに保証料を必要とする場合がありますのでご注意ください。

■ 為替業務・サービス業務

(令和4年6月30日 現在)

項 目	内 容
キャッシュサービス	自動預入支払機を使ってカードによる現金支払いと普通預金、貯蓄預金の入金・出金が「すしん」の本店および全国の信用金庫でできます。また、全国のほとんどの金融機関の「全国キャッシュサービス」取扱店でもお引き出しできます。
しんきんATM ゼロネットサービス	しんきんのキャッシュカードがあれば全国どこでも平日(午前8時45分から午後6時00分の入出金)・土曜日(午前9時00分から午後2時00分の入出金、ただし一部の信用金庫は手数料がかかります)のご利用手数料が無料です。また、県内8金庫ではATM手数料を終日無料としております。
給 与 振 込	毎月の給与やボーナスが、あなたの預金口座に直接振り込まれますので、安全で便利です。
年金・配当金の 自動受取	一度のお手続きで年金や会社の配当金が、毎回自動的に振り込まれます。当金庫で年金をお受取りの方は、優遇金利商品や優待サービスもご利用いただけます。
公共料金などの 自動支払	一度のお手続きで次のものを、普通預金または当座預金から自動的にお支払いいたします。 (公共料金(電気、電話、ガス、水道料、NHK受信料)、税金、社会保険料、高校授業料、公営住宅家賃、生命保険料、損害保険料、信販、クレジット)
クレジットカード	しんきんVISAのクレジットカードのお申込みと、加盟店のお取り次ぎをしております。
デビットカード	J-Debit(ジェイデビット)のマークのある店で、お買い物やサービス代金のお支払い時に、当金庫のキャッシュカードがご利用いただけます。
しんきん通帳アプリ	お客さまのスマートフォンから、登録した口座の残高や入出金明細、保有資産明細を確認できるアプリです。
しんきん携帯電子マネー チャージサービス<Eddy>	携帯電話からいつでも、どこでもお客さまの預金口座から電子マネー<Eddy>をチャージ(入金)するサービスです。携帯電話キャリア大手3社、NTTdocomo、au、SoftBankの「おサイフケータイ®」対応機種でご利用いただけます。
マルチQRコード決済サービス Star Pay Aplus	複数のQR決済ブランドを、単一のアプリでまとめて決済できるサービスです。加盟店のお取り次ぎをしております。
しんきん代金回収 (自動集金)サービス	当金庫がお客さまの店(会社)に代わって売上代金を回収するシステムで、家賃、賃貸料、購読料などの集金業務の効率化に広くご利用いただけます。
個人・法人 インターネットバンキング	パソコンや携帯電話からインターネットを利用して残高照会、入出金明細照会、振込・振替を行えるサービスで、窓口営業時間にご来店できない方大変便利です。
しんきんでんさいネット	手形・振込に代わる電子的な記録「でんさい」で資金決済ができます。(株)全銀電子債権ネットワークに参加しています。
貸 金 庫	有価証券、貴金属、権利証などの財産を、お客さま専用の格納箱で安全にお預かりし、火災、盗難から守ります。
夜 間 金 庫	営業時間後の売上金などを、施錠した袋に入れてお預かりし、翌営業日にご指定口座に入金します。
公金の収納	日本銀行蔵入代理店をはじめ地域の地方公共団体から次のようにご指定いただいております。 ・ 指定金融機関 須賀川市、公立岩瀬病院、須賀川地方保健環境組合、須賀川地方広域消防組合、須賀川市須賀川地域水道事業、須賀川市長沼地域水道事業、須賀川市岩瀬地域水道事業、石川町、石川町水道事業、石川地方生活環境施設組合、鏡石町、鏡石町水道事業、玉川村、玉川村水道事業 ・ 収納代理金融機関 福島県、郡山市、古殿町、天栄村、平田村

● その他の金融商品

(令和4年6月30日 現在)

項 目	内 容		
国債の窓口販売	長期利付国債、中期利付国債並びに個人向け国債販売を取扱っております。		
保険商品の 窓口販売	生命 保険 商品	個人年金保険 (定額)	しんきんらいふ年金FS(積立型) 3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険 引受会社:フコクしんらい生命保険株式会社
		しんきんの終身保険	&LIFE終身保険(低解約返戻金型) 引受会社:三井住友海上あいおい生命保険株式会社
			しんきんらいふ終身FS(無告知型) 利率更改型一時払終身保険 引受会社:フコクしんらい生命保険株式会社
		しんきんのがん保険	生きるためのがん保険Days1(デイズワン) 引受会社:アフラック
		しんきんの医療保険	&LIFE新医療保険A(エース)プレミア 低・無解約返戻金選択型医療保険 引受会社:三井住友海上あいおい生命保険株式会社
	ハローキティの医療保険 引受会社:フコクしんらい生命保険株式会社		
	しんきんの定期保険	ハローキティの定期保険 引受会社:フコクしんらい生命保険株式会社	
	損害 保険 商品	住宅ローン関連の 長期火災保険	団体扱(ローン利用者)特約付家庭用火災保険(しんきんグッドすまいる GKすまいの保険・ローン団体扱用) 幹事会社:三井住友海上火災保険株式会社 引受会社:共栄火災海上保険株式会社/損害保険ジャパン日本興亜株式会社
		しんきんの傷害保険	標準傷害保険(基本プラン／キッズプラン) 引受会社:共栄火災海上保険株式会社
業務災害総合保険 (ハイパー任意労災)		引受会社:AIG損害保険株式会社	
投 資 信 託	お客さまの資金運用にお応えすべく、リスク・リターン異なる多様な商品を揃えております。		

■主な手数料一覧 ※この手数料一覧に記載されている手数料には、消費税等が含まれています。

(令和4年6月30日 現在)

項 目	内 容				
振込手数料	利用区分	当金庫 同一店内	当金庫 本支店	他行庫宛 電信扱い	他行庫宛 文書扱い
	窓口利用の場合	550円	550円	880円	880円
	視覚に障がいをお持ちの お客さま ※1	無 料	無 料	550円	880円
	ATM利用で当金庫 カードをご利用の場合	無 料	220円	660円	—
	ATM利用で現金または 他行庫のカードを ご利用の場合 ※2	440円	440円	770円	—
	テレホンバンクィングの場合 ※3	無 料	330円	550円	—
	ホームバンクィング・ファーム バンクィングの場合 ※3	無 料	220円	440円	—
	個人インターネット バンクィングの場合 ※3	無 料	220円	440円	—
	法人インターネット バンクィングの場合 ※3	無 料	220円	440円	—

※1 視覚に障がいをお持ちのお客さまが窓口でお振込みする際には、「障害者手帳」の提示が必要となります。
※2 他行庫のカードをご利用の場合、ご利用時間帯に応じてCD・ATM利用手数料が加算されますので、ご確認
ください。
※3 ご利用に際しては、別途下表の月額基本(利用)手数料がかかります。
注)ATMでは10万円を超える現金でのお振込みはできません。キャッシュカードによるお振込をされるか、窓口
をご利用ください。

項 目	内 容				
月額基本 (利用)手数料	テレホンバンクィングの場合	登録口座毎	月額	110円	
	ホームバンクィング・ファームバンクィングの場合	登録口座毎	月額	1,100円	
	個人インターネット バンクィングの場合	取引店舗毎	個人	220円	
			個人事業主	1,650円	
	法人インターネット バンクィングの場合	取引店舗毎	個人事業主 法人	2,200円 3,300円	

注)ATM・インターネットバンクィング等ご利用で、平日の15:00以降および土日祝日のお振込でも、「即時振込」に
対応した金融機関の場合は原則として即時入金されます。それ以外には翌営業日の取扱いとなります。

曜日	利用時間帯	ご利用になるカードの種類				
		取引 種類	当金庫 県内の信用金庫	全国の 信用金庫	他の 金融機関	ゆうちょ銀行
平日	8:00～8:45	入金 出金	無 料	110円	220円	220円
	8:45～18:00	入金 出金		無 料	110円	110円
	18:00～19:00	入金 出金		110円	220円	220円
	19:00～21:00 ※4	入金 出金		110円	220円	— 220円
土曜日	9:00～14:00	入金 出金	無 料	無 料	110円	— 110円
	14:00～17:00	入金 出金		110円	220円	— 220円
	17:00～19:00 ※4	入金 出金		110円		
日曜日 祝日	9:00～17:00	入金 出金	無 料	110円	220円	— 220円
	17:00～19:00 ※4	入金 出金		110円		

※4 上記利用時間帯の終了時刻は店舗内ATMの時刻を記載しております。ただし、須賀川市役所支店は平日
20:00、土日祝日18:00までとなります。また、本店営業部および駅前・上町・西川支店の4店舗は土日
祝日20:00まで利用できます。
店舗外ATMのヨークベニマルメガステージ須賀川南店は22:00まで、ヨークベニマル須賀川森宿店は
21:30まで平日・土日祝日ともに利用できます。
なお、店舗外ATMは設置場所によって開始・終了時刻が異なります。詳しくは窓口にお尋ねください。
◇県内の信用金庫…会津・郡山・白河・ひまわり・あぶくま・二本松・福島に当金庫を加えた8信用金庫です。
◇他の金融機関のカードによる入出金につきましては、金融機関により上記手数料と異なる場合がございます。
また、一部取引ができない金融機関がございます。なお、入金については、第2地方銀行・労働金庫・信用組
合の取扱いになります。詳しくはお取引の金融機関にご確認ください。
◇当金庫のキャッシュカードを利用してお振込をされる場合のCD・ATM利用手数料は無料です。なお、振込手
数は別途がかかります。
◇当金庫のカードで、郵便局のCD・ATMをご利用の場合は、平日8:45～18:00および土曜日9:00～14:00は
110円、それ以外の時間帯は220円の手数料がかかります。
◇全国の信用金庫のキャッシュカードにより入出金取引ができます。その際は、上記「全国の信用金庫」欄の手
数料がかかります。
注)上記にかかわらず、システム上の理由等によりサービスを休止することがあります。なお、年末年始・ゴールデ
ンウィーク等のATM稼働につきましては、事前に窓口・ATMコーナー・ホームページ等でお知らせいたします。

項 目	内 容		
貸金庫 手数料	自 動	桑野支店	(年間) 13,200円
		本店営業部・安積支店	(年間) 小 13,200円
	手 動	駅前・石川・郡山・鏡石 長沼・上町・古殿・富田 玉川の各支店	(年間) 大 19,800円
			(年間) 10,560円
夜間金庫 利用手数料			(年間) 39,600円

項 目	内 容		
	支払金融機関	取 扱 区 分	
手 形 代 金 取 立 手 数 料	当金庫本支店	1枚あたり	無 料
	他行庫	集手扱い※5	1枚あたり 220円
		同一手形交換所内	1枚あたり 660円
		同一手形交換所以外	1枚あたり 880円
小切手・クーポン等 代金取立手数料	当金庫本支店	1枚あたり	無 料
	他行庫	同一手形交換所内(小切手)	1枚あたり 無 料
		個別取立扱い※8	1枚あたり 880円
		至急取立扱い※7※8※9	1枚あたり 1,100円
割 引 手 形 取 立 手 数 料	当金庫本支店	1枚あたり	無 料
	他行庫	同一手形交換所内	1枚あたり 220円
		同一手形交換所以外	1枚あたり 880円

※5 集手扱いとは、手形交換所を経由して一括して取立を行う方法です。支払期日を含め1ヵ月以前にお預りした
手形が該当し、ご入金の日2営業日後にご利用できます。
(お客さまの希望により1ヵ月以前でも個別取立扱いを選択することができます。)
※6 支払期日を含め1ヵ月以内から8日前にお預りした手形が該当します。ただし、年末年始・ゴールデンウィークに
支払期日がまたがる手形の場合には、支払期日を含め1ヵ月以内から11日前となります。
※7 支払期日を含め7日前にお預りした手形が該当します。ただし、年末年始・ゴールデンウィークに支払期日がま
たがる手形の場合には、支払期日を含め10日前となります。
※8 取立金をご入金になり次第ご利用できます。
※9 「至急取立」の手数料には、速達郵便料金が含まれております。

項 目	内 容	
小 切 手 帳 等 発 行 手 数 料	署 名 判 登 録 手 数 料	(初回のみ) 3,300円
	小 切 手 帳	1冊(50枚綴) 1,320円
	約 束 手 形 ・ 為 替 手 形 帳	1冊(50枚綴) 1,760円
	専 用 約 束 手 形	1枚 550円
	自 己 宛 小 切 手	1枚 550円
ICキャッシュカード 発 行 手 数 料	発 行 手 数 料	無 料
再 発 行 に 関 する 手 数 料	更 新 手 数 料	無 料
各 種 証 明 書 発 行 手 数 料	通帳、証書、キャッシュカード、IBご利用 カード、ICキャッシュカード・貸金庫カー ドの再発行	1冊(1通・1枚) 1,100円
個人 情 報 開 示 請 求 手 数 料	残高証明書 (制定書式、都度・継続発行同額)	1通 660円
	当金庫が保有する個人データについて、 本人からの開示請求を受けたとき	1件につき 1,100円

項 目	内 容			
両 替 手 数 料	窓 口 利 用 (硬貨のみ)	両替1回につき 1枚以上 50枚まで	無 料	
		両替1回につき 51枚以上1,000枚まで	550円	
	両替機利用 (現金扱い)	*以降、1～1,000枚増すごとに550円加算となります。		
		両替1回につき 1枚以上 100枚まで	100円	
硬 貨 入 金 手 数 料	両替機利用 (現金扱い)	両替1回につき 101枚以上 500枚まで	300円	
		両替1回につき 1枚以上 100枚まで	100円	
	両替機利用 (キャッシュカード扱い (注))	*ただし、キャッシュカード1枚につき1日、 1回までの利用に限り、1日2回目以降および101枚以上は、上記の「両替 機利用(現金扱い)」手数料となります。	無 料	
		注)「両替機利用(キャッシュカード扱い)」について キャッシュカードは当金庫取引先の確認として利用するだけで、使用したキャッ シュカード口座より引き落とされることはありません。		
硬 貨 払 戻 手 数 料	1日につき 1枚以上 50枚まで	無 料		
	1日につき 51枚以上1,000枚まで	550円		
硬 貨 払 戻 手 数 料	1日につき 1枚以上 50枚まで	無 料		
	1日につき 51枚以上1,000枚まで	550円		
	*以降、1～1,000枚増すごとに550円加算となります。			

支援力の強化と 変革への挑戦

SUKAGAWA SHINKIN BANK

Data Section



SUKAGAWA
SHINKIN
BANK

Contents

経営の状況	
財務諸表	40
財務諸表の注記	42
会計監査人の監査	47
代表者による財務諸表の適正性等の確認	47
最近5年間の主要な経営指標の推移	48
預金・融資の状況	50
有価証券・金銭の信託の状況	52
デリバティブ取引・貸倒引当金・ 貸出金償却・退職給付会計の状況	54
自己資本の充実の状況等	55
グループデータ	63
■須賀川信用金庫の歩み	64
■開示項目一覧	66
■須賀川信用金庫機構図、役員一覧	67

経営の状況

財務諸表

貸借対照表〈資産の部〉

(単位：百万円)

科 目	令和2年度 (令和3年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
(資産の部)		
現金	3,145	2,706
預 け 金	72,022	75,009
買入金銭債権	1,094	1,422
有価証券	64,799	66,156
国債	4,849	4,428
地方債	8,124	8,817
社債	31,496	33,284
株式	473	355
その他の証券	19,855	19,270
貸出金	108,405	109,093
割引手形	486	515
手形貸付	7,929	7,375
証書貸付	96,161	96,932
当座貸越	3,827	4,269
その他の資産	1,340	1,347
未決済為替貸	44	31
信金中金出資金	846	846
未収収益	168	174
その他の資産	281	295
有形固定資産	2,516	2,591
建物	1,160	1,412
土地	1,042	1,042
建設仮勘定	150	—
その他有形固定資産	162	136
無形固定資産	17	14
ソフトウェア	2	7
その他無形固定資産	15	7
繰延税金資産	142	113
債務保証見返	1,215	1,227
貸倒引当金	△ 1,241	△ 1,206
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,139)	(△ 1,126)
資産の部合計	253,458	258,476

貸借対照表〈負債・純資産の部〉

(単位：百万円)

科 目	令和2年度 (令和3年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
(負債の部)		
預金積金	231,381	234,938
当座預金	7,272	7,575
普通預金	123,194	127,153
貯蓄預金	1,123	1,184
通知預金	211	319
定期預金	91,490	90,784
定期積金	5,903	5,698
その他の預金	2,186	2,221
借入金	10,255	12,212
借入金	10,255	12,212
その他の負債	402	401
未決済為替借	59	57
未払費用	107	88
給付補填備金	6	5
未払法人税等	1	1
前受収益	51	52
払戻未済金	8	10
払戻未済持分	0	1
職員預り金	84	78
資産除去債務	32	32
その他の負債	49	73
賞与引当金	55	54
退職給付引当金	194	157
役員退職慰労引当金	134	100
睡眠預金払戻損失引当金	13	13
偶発損失引当金	21	13
債務保証	1,215	1,227
負債の部合計	243,673	249,119
(純資産の部)		
出資金	848	885
普通出資金	848	885
利益剰余金	9,595	9,984
利益準備金	812	848
その他利益剰余金	8,782	9,135
特別積立金	8,025	8,415
当期末処分剰余金	757	720
会員勘定合計	10,444	10,870
その他有価証券評価差額金	△ 658	△ 1,513
評価・換算差額等合計	△ 658	△ 1,513
純資産の部合計	9,785	9,356
負債及び純資産の部合計	253,458	258,476

■損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
経 常 収 益	2,960,745	2,832,168
資 金 運 用 収 益	2,286,336	2,324,717
貸 出 金 利 息	1,591,883	1,627,473
預 け 金 利 息	94,488	93,586
有価証券利息配当金	575,780	579,201
その他の受入利息	24,184	24,455
役 務 取 引 等 収 益	370,976	342,562
受入為替手数料	192,047	169,218
その他の役務収益	178,929	173,343
そ の 他 業 務 収 益	125,879	90,883
国債等債券売却益	101,041	70,343
その他の業務収益	24,838	20,539
そ の 他 経 常 収 益	177,552	74,005
貸倒引当金戻入益	122,038	3,191
株 式 等 売 却 益	43,437	33,207
その他の経常収益	12,076	37,606
経 常 費 用	2,417,563	2,379,293
資 金 調 達 費 用	50,948	41,954
預 金 利 息	41,355	34,411
給付補填備金繰入額	4,240	2,947
借 用 金 利 息	4,938	4,174
その他の支払利息	413	421
役 務 取 引 等 費 用	210,292	195,870
支払為替手数料	59,122	47,751
その他の役務費用	151,170	148,118
そ の 他 業 務 費 用	2,463	68,061
国債等債券売却損	—	66,778
外国為替売買損	368	—
その他の業務費用	2,095	1,283
経 費	2,101,857	2,056,162
人 件 費	1,340,205	1,273,031
物 件 費	714,321	709,366
税 金	47,331	73,764
そ の 他 経 常 費 用	52,000	17,245
株 式 等 売 却 損	36,582	11,787
その他の経常費用	15,417	5,457
経 常 利 益	543,181	452,874
特 別 利 益	6,580	39,228
その他の特別利益	6,580	39,228
特 別 損 失	11,081	47,865
固 定 資 産 処 分 損	11,081	47,865

(単位：千円)

科 目	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
税引前当期純利益	538,680	444,237
法人税、住民税及び事業税	1,471	1,485
法 人 税 等 調 整 額	71,433	28,929
法 人 税 等 合 計	72,904	30,414
当 期 純 利 益	465,776	413,822
繰越金(当期首残高)	291,642	306,694
当 期 未 処 分 剰 余 金	757,419	720,516

■剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	第108期 (通常総代会承認日 令和3年6月18日)	第109期 (通常総代会承認日 令和4年6月24日)
当期末処分剰余金	757,419,077	720,516,404
剰 余 金 処 分 額	450,724,848	434,233,532
利 益 準 備 金	35,893,500	37,046,500
普通出資に対する配当金	(年3%) 24,831,348	(年2%) 17,187,032
特 別 積 立 金	390,000,000	380,000,000
繰越金(当期末残高)	306,694,229	286,282,872

貸借対照表の注記事項(令和3年度)

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他の有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～50年
その他	3年～20年

4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。

なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和2年10月8日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。他の破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店(営業関連部署)の協力の下に審査部(資産査定部署)が資産査定を実施しております。

6. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

7. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理

当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項(令和3年3月31日現在)

年金資産の額	1,732,930百万円
年金財政計算上の数理債務の額	
と最低責任準備金の額との合計額	1,817,887百万円
差引額	△ 84,957百万円

② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和3年3月31日現在)

0.1673%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円及び別途積立金93,511百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金23百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

10. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

11. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は為替業務から収受する手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものです。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫やインターネットバンキングにかかる固定利用料等についても、年度を跨いだ前受収益は無いため、契約負債は計上しておりません。

12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、6年間で均等償却を行っております。

13. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

【貸倒引当金】 1,206百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【繰延税金資産】 113百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額は1百万円であります。
15. 子会社等の株式の総額 10百万円
16. 子会社等に対する金銭債務 19百万円
17. 有形固定資産の減価償却累計額 2,584百万円
18. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、車輛、事務機器の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
19. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	639百万円
危険債権額	2,421百万円
三月以上延滞債権額	16百万円
貸出条件緩和債権額	－百万円
合計額	3,077百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は515百万円であります。
21. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
預け金	2,500百万円
有価証券	10,523百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	12,212百万円

 上記のほか、為替決済、歳入代理店の担保の代用として、預け金5,000百万円及び有価証券166百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち地方公共団体指定金融機関の取引の担保は18百万円であります。

22. 出資1口当たりの純資産額 528円12銭

23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、融資事務管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、総務部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

経営の状況

日常的には資金統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、A L M委員会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、A L M委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、時価管理規程に従い行われております。

このうち、資金統括部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は資金統括部を通じ、理事会及びA L M委員会において定期的に報告されております。

(iii) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余資運用基準・細則に基づき実施されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける金融商品は、「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」及び「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクにあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当該事業年度において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、時価の変動額は、5,271百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予測変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、A L Mを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に寄った場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	75,009	73,147	△ 1,862
(2) 買入金銭債権	1,422	1,422	△ 0
(3) 有価証券	66,136	66,323	187
満期保有目的の債券	11,314	11,501	187
その他有価証券	54,822	54,822	—
(4) 貸出金(*1)	109,093		
貸倒引当金(*2)	△ 1,206		
	107,887	109,241	1,354
金融資産計	250,456	250,134	△ 321
(1) 預金積金(*1)	234,938	235,003	64
(2) 借入金(*1)	12,212	12,217	4
金融負債計	247,150	247,220	68

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、1年未満のものは市場金利(TIBOR)、1年以上のものは無リスク利率で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 買入金銭債権

取引金融機関等から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については25. から26. に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、1年未満のものは市場金利(TIBOR)、1年以上のものは無リスク利率で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、当事業年度末における新規預入金利を用いております。

(2) 借入金

一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を無リスク利率で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	10
非上場株式(*1)	9
信金中央金庫出資金(*1)	846
組合出資金(*2)	0
合 計	866

(*1) 子会社・子法人等株式、非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金融債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	8,000	34,000	—	—	2,000	6,500
買入金銭債権	506	816	91	8	—	—
有価証券	7,086	7,681	8,104	6,780	12,949	21,014
満期保有目的の債券	1,600	1,901	999	1,507	1,000	4,304
その他有価証券のうち 満期のあるもの	5,486	5,779	7,104	5,272	11,949	16,710
貸出金(*2)	19,683	18,758	15,069	12,160	14,206	24,275
合 計	35,275	61,255	23,264	18,948	29,155	51,789

(*1) 預け金のうち、要求払預け金は含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	220,433	12,036	2,248	5	4	210
借入金	12,042	60	60	50	—	—
合 計	232,475	12,096	2,308	55	4	210

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、26. まで同様であります。

売買目的有価証券

該当ありません。

経営の状況

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	2,611	2,791	179
	その他	3,198	3,337	138
	小 計	5,810	6,128	318
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	1,703	1,694	△ 9
	その他	3,800	3,678	△ 121
	小 計	5,503	5,373	△ 130
合 計		11,314	11,501	187

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	38	33	4
	債券	9,302	9,264	38
	国債	—	—	—
	地方債	1,163	1,159	4
	社債	8,138	8,105	33
	その他	1,416	1,346	69
	小 計	10,757	10,644	113
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	296	355	△ 58
	債券	32,912	33,486	△ 573
	国債	4,428	4,628	△ 199
	地方債	7,653	7,795	△ 142
	社債	20,830	21,062	△ 231
	その他	10,855	11,849	△ 994
	小 計	44,064	45,691	△ 1,626
合 計		54,822	56,335	△ 1,513

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	297	33	△ 11
債券	5,866	70	△ 2
国債	841	4	—
地方債	419	2	△ 2
社債	4,605	63	—
その他	2,581	0	△ 64
合 計	8,745	103	△ 78

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、23,087百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが14,725百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も半年毎に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	201百万円
税務上の繰越欠損金(注1)	3
退職給付引当金	42
減損損失	50
役員退職慰労引当金	27
賞与引当金	14
その他有価証券の評価損	412
その他	41
繰延税金資産小計	794

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—	(注1)
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 672	
評価性引当額小計	△ 672	
繰延税金資産合計	121	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	—	
資産除去債務対応資産	8	
繰延税金負債合計	8	
繰延税金資産の純額	113百万円	

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	—	—	—	—	—	3	3
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	3	3

※1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

29. 当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	—百万円
顧客との契約から生じた債権	7百万円
契約負債	—百万円

30. 会計方針の変更

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による財務諸表への影響は軽微であります。なお、収益認識会計基準第89項に定める経過措置にに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除しておりません。

企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(令和元年7月4日)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日)第44-2項に定める経過措置に従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる財務諸表への影響はありません。

31. 表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機関の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

■損益計算書の注記事項(令和3年度)

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引による収益総額 2,895千円
子会社との取引による費用総額 16,800千円
3. 出資1口当たり当期純利益金額 23円91銭
4. その他の経常収益は、地震被害に係る保険金29,057千円、偶発損失引当金戻入7,725千円を含んでおります。
5. その他の経常費用には、信用保証協会の責任共有制度負担金2,375千円、債権売却損1,595千円、睡眠預金払戻額1,397千円、睡眠預金払戻損失繰入89千円を含んでおります。
6. その他の特別利益は、西川支店解体費用助成金39,228千円であります。
7. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

■会計監査人の監査

令和4年6月24日開催の第109回通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、公認会計士鈴木一徳会計事務所 公認会計士 鈴木 一徳氏及び田中亮公認会計士会計事務所 公認会計士 田中 亮氏の監査を受けております。

■代表者による財務諸表の適正性等の確認

令和3年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和4年6月27日

須賀川信用金庫

理事長 加藤 敏彦

経営の状況

最近5年間の主要な経営指標の推移

	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	千円	2,880,660	2,803,848	2,849,121	2,957,941	2,832,168
経常利益 (又は経常損失(△))	千円	△ 1,065,130	249,954	291,995	543,181	452,874
当期純利益 (又は当期純損失(△))	千円	△ 997,270	224,876	298,850	465,776	413,822
出資総額	百万円	734	765	812	848	885
出資総口数	千口	14,693	15,303	16,257	16,976	17,716
純資産額	百万円	9,252	9,629	8,830	9,785	9,356
総資産額	百万円	220,270	225,168	227,123	253,458	258,476
預金積金残高	百万円	207,026	210,872	213,969	231,381	234,938
貸出金残高	百万円	100,415	98,801	100,643	108,405	109,093
有価証券残高	百万円	51,890	50,884	56,124	64,799	66,156
単体自己資本比率	%	10.56	10.69	10.45	10.34	10.68
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	円	1	1	1	1.5	1
役員数	人	12	12	12	12	12
うち常勤役員数	人	8	8	8	8	8
職員数	人	183	190	185	179	170
会員数	人	19,986	19,798	19,591	19,395	19,140

(注) 単体自己資本比率は、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

業務粗利益

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
資金運用収支	2,235,387	2,282,762
資金運用収益	2,286,336	2,324,717
資金調達費用	50,948	41,954
役務取引等収支	160,683	146,692
役務取引等収益	370,976	342,562
役務取引等費用	210,292	195,870
その他の業務収支	123,415	22,821
その他の業務収益	125,879	90,883
その他の業務費用	2,463	68,061
業務粗利益	2,519,487	2,452,276
業務粗利益率	1.05%	0.96%

(注) 1. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2. 当金庫は国内業務部門のみであります。

業務純益

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
業務純益	434,031	401,039
実質業務純益	434,031	401,039
コア業務純益	332,990	397,474
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	225,041	275,435

(注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしております。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
資金運用勘定	239,127	253,956	2,286,336	2,324,717	0.95	0.91
うち貸出金	105,294	109,217	1,591,883	1,627,473	1.51	1.49
うち預け金	68,478	75,254	94,488	93,586	0.13	0.12
うち有価証券	63,525	67,424	575,780	579,201	0.90	0.85
資金調達勘定	233,093	247,681	50,948	41,954	0.02	0.01
うち預金積金	226,605	236,310	45,596	37,359	0.02	0.01
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	6,404	11,287	4,938	4,174	0.07	0.03

(注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(令和2年度101百万円、令和3年度112百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和2年度一百万円、令和3年度一百万円)及び利息(令和2年度一百万円、令和3年度一百万円)をそれぞれ控除して表示しております。
2. 当金庫は国内業務部門のみであります。

■利鞘

(単位: %)

	令和2年度	令和3年度
資金運用利回	0.95	0.91
資金調達原価率	0.91	0.84
総資金利鞘	0.04	0.07

■利益率

(単位: %)

	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率	0.22	0.17
総資産当期純利益率	0.19	0.15

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

■受取・支払利息の増減

(単位: 千円)

	令和2年度			令和3年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	180,889	△ 174,723	6,166	100,376	△ 61,409	38,967
うち貸出金	100,730	△ 61,807	38,923	57,329	△ 21,738	35,590
うち預け金	10,829	△ 10,516	312	7,198	△ 8,100	△ 901
うち有価証券	68,002	△ 102,480	△ 34,478	35,138	△ 31,718	3,420
支払利息	△ 2,882	△ 5,934	△ 8,817	5,424	△ 14,447	△ 9,023
うち預金積金	△ 7,915	—	△ 7,915	2,925	△ 11,162	△ 8,236
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	5,053	△ 5,959	△ 906	2,491	△ 3,256	△ 764

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
2. 当金庫は国内業務部門のみであります。

預金・融資の状況

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
流動性預金	127,757	137,871
うち有利息預金	103,167	113,881
定期性預金	97,982	97,583
うち固定金利定期預金	91,653	91,698
うち変動金利定期預金	31	31
その他	864	854
計	226,605	236,310
譲渡性預金	—	—
合計	226,605	236,310

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. 当金庫は国内業務部門のみであります。

定期預金残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
定期預金	91,490	90,784
固定金利定期預金	91,460	90,757
変動金利定期預金	29	26
その他	—	—

貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
手形貸付	7,443	7,192
証書貸付	93,241	97,393
当座貸越	3,986	4,095
割引手形	623	536
合計	105,294	109,217

(注) 当金庫は国内業務部門のみであります。

貸出金残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
貸出金	108,405	109,093
うち変動金利	54,444	55,053
うち固定金利	41,717	41,878

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。

貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
当金庫預金積金	814	728
有価証券	5	3
動産	—	—
不動産	25,443	25,875
その他	21	5
計	26,284	26,613
信用保証協会・信用保険	24,334	25,275
保証	7,334	6,792
信用	50,451	50,411
合計	108,405	109,093

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
当金庫預金積金	158	160
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	351	389
その他	—	—
計	509	550
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	2	1
信用	703	675
合計	1,215	1,227

■貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

	令和2年度		令和3年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	48,377	44.63	48,763	44.70
運転資金	60,028	55.37	60,330	55.30
合 計	108,405	100.00	109,093	100.00

■貸出金業種別内訳

(単位：先、百万円、%)

	令和2年度			令和3年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	156	8,149	7.52	155	8,678	7.95
農業、林業	39	501	0.46	41	604	0.55
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	2	22	0.02	2	18	0.02
建設業	283	10,855	10.01	289	11,110	10.18
電気、ガス、熱供給、水道業	18	217	0.20	18	202	0.19
情報通信業	4	118	0.11	5	110	0.10
運輸業、郵便業	61	2,636	2.43	62	2,670	2.45
卸売業、小売業	244	8,164	7.53	238	8,625	7.91
金融業、保険業	14	7,910	7.30	15	7,931	7.27
不動産業	340	18,034	16.64	343	18,427	16.89
物品賃貸業	4	902	0.83	4	989	0.91
学術研究、専門・技術サービス業	11	300	0.28	9	286	0.26
宿泊業	14	1,228	1.13	17	1,215	1.11
飲食業	121	1,601	1.48	123	1,590	1.46
生活関連サービス業、娯楽業	74	2,432	2.24	73	2,193	2.01
教育、学習支援業	14	431	0.40	14	417	0.38
医療、福祉	70	3,383	3.12	68	3,075	2.82
その他のサービス	174	4,996	4.61	173	4,973	4.56
小 計	1,643	71,890	66.32	1,649	73,122	67.03
地方公共団体	13	13,695	12.63	13	13,689	12.55
個人	5,593	22,819	21.05	5,259	22,281	20.42
合 計	7,249	108,405	100.00	6,921	109,093	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■住宅ローンおよび消費者ローン残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
住宅ローン	17,807	17,357
消費者ローン	3,204	3,153

■預貸率

(単位：%)

	令和2年度	令和3年度
期末預貸率	46.85	46.43
期中平均預貸率	46.46	46.21

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
 2. 当金庫は国内業務部門のみであります。

有価証券・金銭の信託の状況

商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

有価証券の種類別の残存期間別の残高

令和2年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	—	4,849	—	4,849
地 方 債	402	860	99	461	99	6,200	—	8,124
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	1,423	8,279	3,009	4,483	8,775	5,524	—	31,496
株 式	—	—	—	—	—	—	473	473
外 国 証 券	300	2,200	400	598	1,000	2,300	1,740	8,539
その他の証券	542	1,366	2,499	2,587	3,714	0	605	11,316

令和3年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	—	4,428	—	4,428
地 方 債	803	51	351	156	197	7,256	—	8,817
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	5,416	5,142	3,613	3,756	8,573	6,781	—	33,284
株 式	—	—	—	—	—	—	355	355
外 国 証 券	600	1,600	798	500	1,000	2,548	1,936	8,983
その他の証券	266	886	3,341	2,367	3,179	—	246	10,287

有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
国 債	4,373	4,677
地 方 債	7,435	8,568
短 期 社 債	—	—
社 債	31,194	33,257
株 式	591	434
外 国 証 券	7,633	8,828
その他の証券	12,295	11,658
合 計	63,525	67,424

預証率

(単位：%)

	令和2年度	令和3年度
期 末 預 証 率	28.00	28.15
期中平均預証率	28.03	28.53

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
 2. 当金庫は国内業務部門のみであります。

有価証券の取得価額、時価及び評価損益

1. 売買目的有価証券

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	社 債	3,113	3,327	214	2,611	2,791	179
	そ の 他	4,798	4,973	175	3,198	3,337	138
	小 計	7,912	8,301	389	5,810	6,128	318
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	社 債	801	798	△ 3	1,703	1,694	△ 9
	そ の 他	2,000	1,948	△ 51	3,800	3,678	△ 121
	小 計	2,801	2,746	△ 55	5,503	5,373	△ 130
合 計		10,713	11,047	333	11,314	11,501	187

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券等であります。
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格のない株式等であるため、下記「5. 市場価格のない株式等及び組合出資金」に記載しております。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株 式	141	125	16	38	33	4
	債 券	19,981	19,855	126	9,302	9,264	38
	国 債	0	0	0	0	0	0
	地 方 債	2,587	2,570	17	1,163	1,159	4
	社 債	17,394	17,285	108	8,138	8,105	33
	そ の 他	4,610	4,461	149	1,416	1,346	69
	小 計	24,734	24,442	291	10,757	10,644	113
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株 式	312	340	△ 27	296	355	△ 58
	債 券	20,572	20,769	△ 196	32,912	33,486	△ 573
	国 債	4,849	4,944	△ 95	4,428	4,628	△ 199
	地 方 債	5,537	5,576	△ 39	7,653	7,795	△ 142
	社 債	10,186	10,248	△ 61	20,830	21,062	△ 231
	そ の 他	8,445	9,172	△ 726	10,855	11,849	△ 994
	小 計	29,330	30,281	△ 950	44,064	45,691	△ 1,626
合 計		54,065	54,724	△ 658	54,822	56,335	△ 1,513

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び証券投資信託等であります。
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 株 式	10	10
非 上 場 株 式	9	9
信 金 中 央 金 庫 出 資 金	846	846
組 合 出 資 金	0	0
合 計	866	866

■金銭の信託

該当ありません。

デリバティブ取引・貸倒引当金・貸出金償却・退職給付会計の状況

デリバティブ取引

該当ありません。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

29ページに記載しております。

貸出金償却の額

29ページに記載しております。

退職給付会計

1. 採用している退職給付制度の概要

当金庫の退職給付制度は、確定給付企業年金制度及び厚生年金制度を併用しております。

確定給付企業年金制度は、信託銀行及び生命保険会社との間で年金信託契約及び生命保険契約を締結し、退職一時金の運用を委託しております。

厚生年金制度は、信用金庫等の複数事業主により設立された総合設立型の基金である全国信用金庫厚生年金基金に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

区 分	金 額	
	令和2年度	令和3年度
退職給付債務 (A)	1,289,744	1,296,169
年金資産 (B)	1,063,083	1,089,997
前払年金費用 (C)	—	—
未認識過去勤務費用 (D)	—	—
未認識数理計算上の差異 (E)	32,222	48,353
その他(会計基準変更時差異の未処理額)(F)	—	—
退職給付引当金(A-B-C-D-E-F)	194,438	157,818

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

区 分	金 額	
	令和2年度	令和3年度
勤務費用 (A)	145,719	135,197
利息費用 (B)	2,322	2,411
期待運用収益(△) (C)	20,074	21,261
過去勤務費用の費用処理額(D)	—	—
数理計算上の差異の費用処理額(E)	31,126	5,220
会計基準変更時差異の費用処理額(F)	—	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)(G)	—	—
退職給付費用(A+B+C+D+E+F+G)	159,093	121,568

4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区 分	摘 要	
	令和2年度	令和3年度
(1)割引率	0.18%	0.28%
(2)長期期待運用収益率	2.00%	2.00%
(3)退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準	給付算定式基準
(4)過去勤務費用の額の処理年数	13年(発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)	
(5)数理計算上の差異の処理年数	13年(発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定率法により、翌期から費用処理する)	
(6)会計基準変更時差異の処理年数	平成12年度一括処理済	

自己資本の充実の状況等について金融庁長官が定める事項

■単体自己資本比率

1. 自己資本の構成に関する事項

24～25ページに記載しております。

■自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、主に出資金及び利益剰余金等で構成されております。令和3年度末のコア資本に係る基礎項目の額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、地域のお客さまからお預りしている普通出資が該当します。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	96,582	3,863	97,250	3,890
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	91,158	3,646	91,691	3,667
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	211	8	201	8
我が国の政府関係機関向け	544	21	421	16
地方三公社向け	60	2	60	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	15,680	627	15,149	605
法人等向け	33,554	1,342	34,426	1,377
中小企業等向け及び個人向け	15,824	632	16,185	647
抵当権付住宅ローン	3,456	138	3,255	130
不動産取得等事業向け	12,325	493	13,271	530
3月以上延滞等	49	1	59	2
取立未済手形	8	0	6	0
信用保証協会等による保証付	293	11	336	13
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	492	19	416	16
出資等のエクスポージャー	492	19	416	16
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	8,657	342	7,900	312
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	3,375	135	2,875	115
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	860	34	860	34
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	320	12	280	11
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	4,007	160	3,792	151
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	7,423	296	7,259	290
ルック・スルー方式	7,423	296	7,259	290
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 2,025	△ 81	△ 1,725	△ 69
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	25	1	23	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,823	192	4,913	196
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	101,405	4,056	102,163	4,086

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法> $\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$
5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実の状況等について金融庁長官が定める事項

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収益計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
国	内	156,760	160,227	109,646	110,337	44,586	47,116	84	79	611	549
国	外	6,810	7,010	—	—	6,810	7,010	—	—	—	—
地 域 別 合 計		163,570	167,238	109,646	110,337	51,397	54,127	84	79	611	549
製 造 業		12,090	12,467	8,518	8,892	3,200	3,300	—	—	95	102
農 業、林 業		624	717	624	717	—	—	—	—	—	3
漁 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		22	18	22	18	—	—	—	—	—	—
建 設 業		12,058	12,329	11,337	11,593	701	701	—	—	190	140
電気・ガス・熱供給・水道業		6,739	7,423	267	287	6,471	7,135	—	—	—	—
情 報 通 信 業		494	1,215	118	110	—	802	—	—	—	—
運輸業、郵便業		5,632	5,382	2,916	2,969	2,715	2,413	—	—	—	—
卸売業、小売業		8,401	9,040	8,401	8,927	—	100	—	—	16	12
金融業、保険業		30,900	27,888	7,930	7,951	21,369	18,636	—	—	—	—
不 動 産 業		20,990	21,244	18,930	19,389	2,000	1,800	—	—	30	46
物 品 貸 貸 業		1,103	5,700	902	989	200	4,013	—	—	42	42
学術研究、専門・技術サービス業		310	294	310	294	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業		1,231	1,219	1,231	1,219	—	—	—	—	—	—
飲 食 業		1,947	1,956	1,947	1,956	—	—	—	—	3	3
生活関連サービス業、娯楽業		2,741	2,484	2,741	2,484	—	—	—	—	163	165
教育、学習支援業		462	447	462	447	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉		3,647	3,284	3,647	3,284	—	—	—	—	30	—
その他のサービス		5,746	5,761	5,231	5,246	500	500	—	—	—	—
国・地方公共団体等		27,942	28,419	13,705	13,697	14,237	14,722	—	—	—	—
個 人		20,398	19,859	20,398	19,859	—	—	—	—	37	30
そ の 他		85	80	—	—	—	—	84	79	—	—
業 種 別 合 計		163,570	167,238	109,646	110,337	51,397	54,127	84	79	611	549
1 年 以 下		17,160	22,072	14,982	14,760	2,177	6,873	—	—		
1年超3年以下		19,590	16,588	7,556	9,104	11,293	6,786	2	—		
3年超5年以下		14,801	15,185	11,253	10,264	3,502	4,770	—	1		
5年超7年以下		14,934	13,496	9,078	8,924	5,537	4,430	7	3		
7年超10年以下		29,530	29,989	19,662	20,126	9,864	9,860	3	3		
10 年 超		66,072	68,503	46,978	47,024	19,021	21,406	72	72		
期間の定めのないもの		1,481	1,402	134	132	—	—	—	—		
残存期間別合計		163,570	167,238	109,646	110,337	51,397	54,127	84	79		

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。
2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

29ページに記載しております。

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製 造 業	269	261	261	255	—	0	269	260	261	255	—	—
農 業、 林 業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	27	147	147	139	1	6	25	141	147	139	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	2	2	2	—	—	—	2	2	2	—	—
卸売業、小売業	283	198	198	190	24	6	258	191	198	190	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	28	58	58	60	—	—	28	58	58	60	—	—
物 品 賃 貸 業	31	42	42	42	—	—	31	42	42	42	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	177	192	192	215	—	—	177	192	192	215	—	—
飲 食 業	5	5	5	5	—	—	5	5	5	5	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	135	184	184	189	—	0	135	184	184	189	—	—
教育、学習支援業	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—
医 療、 福 祉	22	22	22	2	—	18	22	4	22	2	—	—
その他のサービス	17	16	16	16	—	—	17	16	16	16	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	4	4	4	3	—	—	4	4	4	3	—	—
合 計	1,003	1,139	1,139	1,126	26	32	977	1,107	1,139	1,126	—	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	47,069	—	49,957
10%	—	10,496	—	9,599
20%	14,554	6,693	14,725	6,689
35%	—	9,595	—	9,077
50%	21,744	528	26,783	484
75%	—	16,286	—	16,404
100%	3,010	41,749	2,107	41,563
150%	—	1	—	18
250%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	171,730		177,409	

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りです。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

自己資本の充実の状況等について金融庁長官が定める事項

■信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、信用リスクを計測するため、与信金額、予想デフォルト率、予想回収率のデータを整備し、信用リスク計測システムを用いて信用リスク量を計測し、信用リスク管理に活用しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。さらに、必要に応じて理事会、常勤理事会を開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しております。

信用リスク管理の状況については、リスク管理統括部署やリスク管理委員会、ALM委員会で協議検討を行うとともに、定期的に理事会、常勤理事会へ報告する管理体制を構築しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。

一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先は、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、残債権額のうち必要と認める額を引き当てております。実質破綻先及び破綻先については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、残債権額の全額を引き当てております。なお、それぞれの結果については会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

■信用リスクに関するリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの格付機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・(株)格付投資情報センター(R&I)
- ・(株)日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	851	783	23,861	25,087	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。従いまして、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。

ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫の預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「融資事務取扱規程」及び「不動産担保評価基準」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減手法の一つとして、金庫が定める「融資事務取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫の預金積金、上場株式、保証として三井住友海上火災保険株式会社、一般社団法人しんきん保証基金、株式会社三菱UFJ銀行、その他、担保として徴していない自金庫の預金積金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、三井住友海上火災保険株式会社、一般社団法人しんきん保証基金は法人エクスポージャー、株式会社三菱UFJ銀行は金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により判定をしております。信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
①派生商品取引合計	84	79	16	15
(i)外国為替関連取引	52	52	10	10
(ii)金利関連取引	32	27	6	5
(iii)金関連取引	—	—	—	—
(iv)株式関連取引	—	—	—	—
(v)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	84	79	16	15

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

■担保の種類別の額

該当ありません。

■与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額

該当ありません。

■信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫では、お客さまとの派生商品取引はありません。

有価証券関連取引については、余資運用基準の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保の追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、全く心配ありません。以上により当該取引に係る市場リスク及び信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

自己資本の充実の状況等について金融庁長官が定める事項

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)
当金庫は、オリジネーターの取扱いはありません。

(2) 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

対象エクスポージャーはありません。

b. 再証券化エクスポージャー

対象エクスポージャーはありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

対象エクスポージャーはありません。

b. 再証券化エクスポージャー

対象エクスポージャーはありません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることを指します。

一般的には、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、オリジネーター業務は該当がなく、有価証券投資及び貸出金運用の一環として購入しております。

当該証券投資に係るリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会、常勤理事会に諮り、適切なリスク管理に努めております。

また、証券化商品への投資は、有価証券に係る余資運用基準の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用細則」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。貸出金運用についても、有価証券に準じた運用・管理を行っております。

なお、証券化エクスポージャーに区分される投資の種類は、以下のとおりです。

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| ① 売掛債権を裏付とする信託受益権及び貸出金 | ⑤ 商業用不動産を裏付とする信託受益権及び貸出金 |
| ② 手形債権を裏付とする信託受益権及び貸出金 | ⑥ 居住用不動産を裏付とする信託受益権及び貸出金 |
| ③ リース料債権を裏付とする信託受益権及び貸出金 | ⑦ 債券を裏付とする信託受益権及び貸出金 |
| ④ 貸付債権を裏付とする信託受益権及び貸出金 | |

証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理(貸出金を除く。)については、当金庫が定める「時価算定規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの格付機関を採用しております。

なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・(株)格付投資情報センター(R&I)
- ・(株)日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ(S&P)

■オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であること若しくは機能しないこと、又は外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失に係るリスク」と定義しております。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、体制を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理統括部署等において、協議検討するとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会等の経営陣に対し、報告する体制を整備しております。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	470	470	352	352
非 上 場 株 式 等	870	870	870	870
合 計	1,341	1,341	1,223	1,223

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
売 却 益	43	33
売 却 損	36	76
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
評 価 損 益	▲ 9	▲ 51

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
評 価 損 益	—	—

■銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を、定期的にリスク管理担当役員のほか経営陣に報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式に関しては、当金庫が定める「時価算定規程」等に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「時価算定規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

自己資本の充実の状況等について金融庁長官が定める事項

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	13,618	13,180
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ		ロ	
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	5,271	5,095	265	129
2	下方パラレルシフト	—	—	9	12
3	スティープ化	4,346	4,297		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	5,271	5,095	265	129
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		10,919		10,491	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、下記をご覧ください。

■金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる体制としております。
- ・リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明
一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクのうち、金利変動による経済価値変化額(ΔEVE)の計測や、金利変動による収益変動額(ΔNII)の計測を定期的に行い、リスク管理統括部署等で協議検討をするともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。
- ・金利リスク計測の頻度
四半期毎(四半期末基準)に行っております。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法(ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む)に関する説明
デリバティブ取引などによる金利削減取引は行っておりません。金利リスクを削減する場合には、当該ポジションを売却することによりリスク量を削減しております。

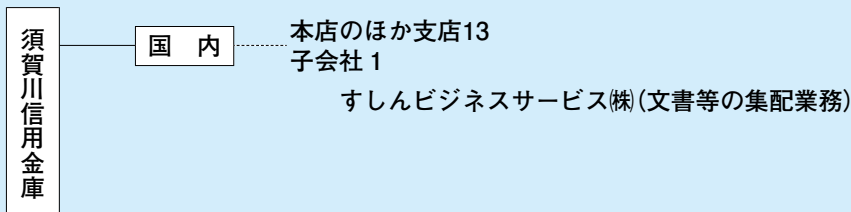
■金利リスクの算定手法の概要

- ・開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII並びに金融機関がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項
 - ①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
 - ②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - ③流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
 - ④行動オプション性
固定金利貸出の期限前償還率、定期預金の期限前償還率については、金融庁が定める保守的な前提を使用しております。
 - ⑤複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨毎に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。
 - ⑥スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)
考慮しておりません。
 - ⑦内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
 - ⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明
算定に係る前提に変動はありません。
 - ⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
定期的に金利リスクを計測し、適正に管理する体制としております。
なお、重要性の観点より、ストレス時に大きな影響を与えと考えられる資産・負債をIRRBBの計測対象としております。
- ・金融機関が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項
統合リスクでは、VaRで計測されるリスク量が半期毎に設定される資本配賦の範囲内に収まっているかどうかモニタリングし、管理しております。
VaRの算出については、信頼水準を99%、保有期間6ヶ月、観測期間3年とし、分散共分散法を採用しております。

信用金庫グループの主要な事業内容

信用金庫グループは、当金庫、子会社1社で構成され、信用金庫業務を中心に、文書等の集配業務などの金融サービスを提供しております。

信用金庫グループの事業系統図



子会社等の状況

(単位：百万円)

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金 又は出資金	当金庫 議決権比率	子会社等の 議決権比率
すしんビジネスサービス㈱	須賀川市牛袋町121-1	文書等の集配業務	H7.3.1	10	100%	－%

連結基準における指標

当金庫では、子会社は当金庫グループの財政状態および経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は掲載しておりません。

なお、資産基準、経常収益基準、利益基準および利益剰余金基準による割合は下記のとおりであります。

なお、連結自己資本比率は、10.69%であります。

記

下記の算式において、当金庫と子会社間の債権債務および相互の取引による収益・費用は相殺消去しておりません。

①資産基準

$$\frac{\text{子会社の総資産額の合計額}}{\text{当金庫の総資産額}} = \frac{19\text{百万円}}{258,476\text{百万円}} \times 100 = 0.00\%$$

②経常収益基準

$$\frac{\text{子会社の経常収益の合計額}}{\text{当金庫の経常収益}} = \frac{17\text{百万円}}{2,832\text{百万円}} \times 100 = 0.60\%$$

③利益基準

$$\frac{\text{子会社の当期純利益の合計額}}{\text{当金庫の当期純利益}} = \frac{0\text{百万円}}{413\text{百万円}} \times 100 = 0.00\%$$

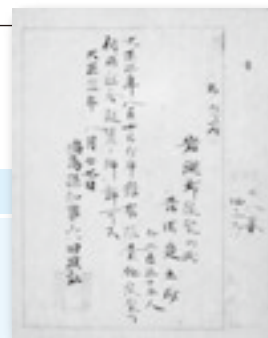
④利益剰余金基準

$$\frac{\text{子会社の利益剰余金の合計額}}{\text{当金庫の利益剰余金}} = \frac{8\text{百万円}}{9,984\text{百万円}} \times 100 = 0.08\%$$

須賀川信用金庫の歩み

当金庫の歩み

大正 3年 7月	産業組合法による有限責任須賀川信用組合設立総会
8月	設立申請 申請人 吉田定之助外 235人
8月	設立許可
9月	設立登記
10月	営業開始 区 域 須賀川町 事務所 須賀川町大字須賀川字西8丁目1番地 組合長 山辺富太郎
昭和10年12月	事務所を須賀川町字東7丁目10番(現在本店所在地)に新築移転
18年 8月	市街地信用組合法制定により「須賀川信用組合」と改称
8月	営業地域を隣接町村に拡張
26年10月	信用金庫法により「須賀川信用金庫」に改組
10月	営業地域を岩瀬郡全域とする
27年 2月	営業地域に石川郡石川町、泉村、須釜村、野木沢村、母畑村を加える
29年 2月	「石川支店」を開設
30年 8月	「新栄町出張所」を開設
31年 7月	須賀川市支金庫の指定を受ける
32年 1月	「長沼出張所」を開設
34年 7月	福島県税収納取扱店の指定を受ける
35年 3月	預金量10億円を達成
36年 4月	新栄町出張所を「駅前支店」に昇格
4月	石川支店が石川町支金庫の指定を受ける
38年 3月	「石川支店」を新築落成
39年 4月	須賀川市指定金融機関の指定を受ける
9月	福島県収納代理金融機関の指定を受ける
40年 3月	預金量30億円達成
4月	石川町指定金融機関の指定を受ける
4月	創立50周年記念行事を行う
41年12月	営業地区に郡山市を加える
43年 3月	預金量50億円達成
9月	「郡山支店」を開設、「長沼出張所」を閉鎖
45年 2月	「本店」を新築落成
46年12月	預金量100億円達成
47年 3月	営業地区に古殿町、平田村を加える
49年 3月	「桑野支店」を開設
10月	「鏡石支店」を開設
53年 2月	「長沼支店」を開設
54年12月	日本銀行歳入代理店業務の取扱開始
55年 7月	「上町支店」を開設
56年12月	預金量500億円達成
12月	初の店舗外CD(現金自動支払機)を須賀川市役所内に設置
57年 1月	両替商業業務の取扱開始
3月	「西川支店」を開設
58年11月	「大町支店」を開設
12月	公立岩瀬病院内にATM(現金自動預入支払機)を設置
59年 3月	「駅前支店」を移転
10月	創立70周年記念行事を行う
12月	「鏡石支店」を新築移転
61年11月	「川東支店」を開設
63年 8月	「古殿支店」を開設
平成 2年11月	「石川支店」を新築移転
3年 3月	預金量1,000億円達成
5月	営業地区に西白河郡矢吹町の内「三城目地区ほか」を加える
9月	「駅前支店」を新築移転



須賀川信用組合の「設立許可証」



創立20周年を記念して(昭和9年)



中町の町並み(昭和11年)



旧本店建物(昭和40年代初期)



中町の町並み(昭和40年代初期)

当金庫の歩み

平成 4年10月	「富田支店」を開設	
5年10月	「玉川支店」を開設	
6年 6月	創立80周年記念事業を行う	
11月	玉川村指定金融機関の指定を受ける	
7年11月	石川支店、郡山支店、鏡石支店、西川支店が両替商業の取扱開始	
9年 3月	鏡石町指定金融機関の指定を受ける	
4月	長沼町指定金融機関の指定を受ける	
5月	ながめまショッピングパーク アスク内にATMを設置	
12月	「長沼支店」を新築落成	
12月	ATMの日曜・祝日全店稼働開始	
12年 6月	「テレホンバンキング」の取扱開始	
12月	「しんきんゼロネットサービス」の取扱開始	
13年 5月	損害保険窓販業務の取扱開始	
14年 6月	第5回信用金庫社会貢献賞「Face to Face賞」受賞	
11月	生命保険窓販業務の取扱開始	
15年 2月	個人向け国債の取扱開始	
8月	「すしんインターネットバンキング(個人IB)」サービスの取扱開始	
12月	「すしん法人インターネットバンキング」サービスの取扱開始	
16年 2月	西川支店において日曜ローン相談会を毎週開催(平成19年3月まで)	
6月	中小企業金融公庫(現日本政策金融公庫)と中小企業の再生を目的に「業務提携・協力に関する覚書」を締結	
6月	国民生活金融公庫(現日本政策金融公庫)と新規開業支援等の分野において「業務提携・協力に関する覚書」を締結	
10月	大町支店を本店営業部へ、川東支店を上町支店へ統合	
11月	創立90周年記念事業を行う	
17年 2月	旧大町支店建物を須賀川市へ寄贈	
5月	須賀川商工会議所と「創業・第二創業支援事業の連携に関する覚書」を締結	
18年 2月	投資信託窓販業務の取扱開始	
19年 4月	上町支店にて日曜営業(フルバンキング)を実施(平成31年3月まで)	
	「桑野支店」を新築落成	
20年 2月	ヨークベニマル メガステージ須賀川南店へ店外ATMを設置	
10月	「安積支店」を開設	
21年 4月	医療保険、がん保険(6月)の取扱開始	
22年 2月	「地域金融円滑化のための基本方針」を制定	
23年 4月	東日本大震災により被害を受けた本店営業部の仮店舗での営業開始	
24年 5月	「本部」を新築移転(牛袋町)	
9月	「本店営業部」を新築移転	
25年 9月	ヨークベニマル 須賀川森宿店へ店外ATMを設置	
26年 9月	須賀川市と協働まちづくり協定書を締結	
10月	創立100周年記念事業を行う(年間を通して記念事業を実施)	
27年 3月	預金2,000億円達成	
29年 5月	「須賀川市役所支店」を開設	
	大町出張所ATMを須賀川市役所支店併設のATMコーナーへ移設	
30年 3月	本部機構の改革を行い、経営企画部と営業推進部を統合し総合企画部に改称、経営企画部の1課を総務部に統合	
31年 1月	本店営業部にて日曜営業(フルバンキング)を開始	
4月	長沼支店、古殿支店、玉川支店にて窓口営業休止時間を導入	
令和 2年 4月	福島県8金庫『SDGs共同宣言』を公表	
令和 3年 4月	長沼支店、古殿支店、玉川支店を機能特化型店舗とし、それぞれを西川支店、石川支店、上町支店のグループ店とする「エリア制」を導入	
6月	「WEB完結ローン」の取扱開始	
7月	「西川支店」を新築落成	
	須賀川市役所支店にて窓口営業休止時間を導入	



須賀川信用金庫80周年記念講演会(平成6年)



須賀川信用金庫本部



須賀川信用金庫本店営業部

開示項目一覧

このディスクロージャー誌は、信用金庫法第89条で準用する銀行法第21条に基づいて作成しておりますが、その基準における各項目は以下のページに掲載しております。

信用金庫法施行規則に基づく開示項目

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	ページ
(1) 事業の組織	67
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	67
(3) 会計監査人の氏名又は名称	67
(4) 事務所の名称及び所在地	68・69
2. 金庫の主要な事業の内容	34
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	14・15
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項	
① 経常収益	48
② 経常利益又は経常損失	48
③ 当期純利益又は当期純損失	48
④ 出資総額及び出資総口数	48
⑤ 純資産額	48
⑥ 総資産額	48
⑦ 預金積金残高	48
⑧ 貸出金残高	48
⑨ 有価証券残高	48
⑩ 単体自己資本比率	48
⑪ 出資に対する配当金	48
⑫ 職員数	48
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として次に掲げる事項	
① 主要な業務の状況を示す指標	
・ 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）、資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	48
・ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	49
・ 受取利息及び支払利息の増減	49
・ 総資産経常利益率、総資産当期純利益率	49
② 預金に関する指標	
・ 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	50
・ 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	50
③ 貸出金等に関する指標	
・ 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	50
・ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	50
・ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	50
・ 使途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高	51
・ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	51
・ 預貸率の期末値及び期中平均値	51
④ 有価証券に関する指標	
・ 商品有価証券の種類別の平均残高	52
・ 有価証券の種類別の残存期間別の残高	52
・ 有価証券の種類別の平均残高	52
・ 預証率の期末値及び期中平均値	52
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	21
(2) 法令遵守の体制	20
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	10
(4) 金融ADR制度への対応	20
5. 金庫の直近2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	40・41
(2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破綻更生債権及びこれらに準する債権	28
② 危険債権	28
③ 三月以上延滞債権に該当する貸出金	28
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	28
⑤ 正常債権	28

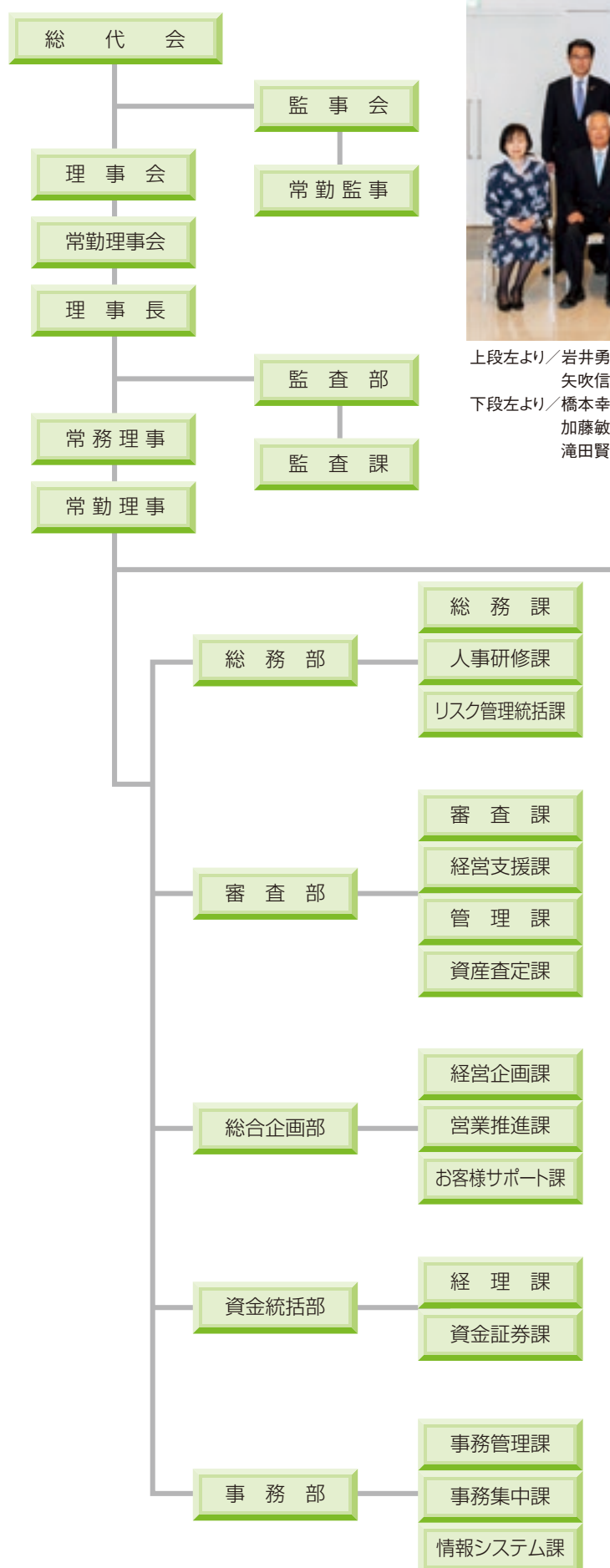
(3) 自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項

① 定性的な開示項目	ページ
・ 自己資本調達手段の概要	55
・ 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	56
・ 信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	58
・ 信用リスクに関するリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関	58
・ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	58
・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	59
・ 証券化エクスポージャーのリスク管理の方針及び手続の概要	60
・ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	60
・ 証券化取引に関する会計方針	60
・ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称	60
・ オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	61
・ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	61
・ 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	61
・ 金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	62
・ 金利リスクの算定手法の概要	62
② 定量的な開示項目	
・ 自己資本の構成に関する事項	55
・ 自己資本の充実度に関する事項	55
・ 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）	56
・ 信用リスク削減手法に関する事項	58
・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	59
・ 証券化エクスポージャーに関する事項	60
・ 出資等エクスポージャーに関する事項	61
・ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	62
・ 金利リスクに関する事項	62
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	53
② 金銭の信託	53
③ デリバティブ取引	54
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	54
(6) 貸出金償却の額	54
(7) 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	47
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	19
7. 金庫及びその子会社に関する事項	63

総代会等に関する情報開示

1. 総代会制度について	32
2. 総代が選任されるまでの流れ	32
3. 総代選任区域及び総代氏名（総代名簿）	33
4. 第109回通常総代会の報告事項及び決議事項	33

須賀川信用金庫機構図 (令和4年6月24日 現在)



上段左より／岩井勇也理事、大槻次男理事、加藤 勉理事、石幡 敦理事、矢吹信一常勤監事

下段左より／橋本幸江非常勤理事、佐藤俊彦非常勤理事、伊藤平男常務理事、加藤敏彦理事長、大木正一常務理事、関根 猛非常勤監事、滝田賢治非常勤監事

役員一覧

(令和4年6月24日 現在)

理事長(代表理事)	加 藤 敏 彦
常務理事(代表理事)	伊 藤 平 男
常務理事(代表理事)	大 木 正 一
理 事	加 藤 勉
理 事	石 幡 敦
理 事	大 槻 次 男
理 事	岩 井 勇 也
非 常 勤 理 事	佐 藤 俊 彦(※1)
非 常 勤 理 事	橋 本 幸 江(※1)
常 勤 監 事	矢 吹 信 一
非 常 勤 監 事	滝 田 賢 治(※2)
非 常 勤 監 事	関 根 猛

※1 理事 佐藤 俊彦、橋本 幸江は、「信用金庫業界の申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 滝田 賢治は、信用金庫法第32条第5項に規定する員外監事です。

会計監査人の氏名

(令和4年6月24日 現在)

公認会計士鈴木一徳会計事務所 公認会計士	鈴木 一徳 氏
田中亮公認会計士会計事務所 公認会計士	田中 亮 氏

本店営業部 駅前支店 石川支店
郡山支店 桑野支店 鏡石支店
長沼支店 上町支店 西川支店
古殿支店 富田支店 玉川支店
安積支店 須賀川市役所支店

皆さまのおかげで108年

これからも愛される信金をめざします。

(令和4年6月30日 現在)

①本店営業部 金融機関コード 1185001

〒962-0842

須賀川市宮先町31番地
TEL.0248-75-3171



部 長 岩井 勇也

●選ばれる地域金融機関を目指し、地域のお客さまと中小企業の皆さまの支援・繁栄に全力で取り組んでいます。



②駅前支店 金融機関コード 1185002

〒962-0859

須賀川市塚田88番地
TEL.0248-75-2168



支 店 長 菅生 宣孝

●初心と感謝の心を忘れずに、地域の皆さまに満足いただける金融サービスを提供できるよう、職員一同努力してまいります。



③石川支店 金融機関コード 1185003

〒963-7851

石川郡石川町字新町11番地
TEL.0247-26-3111



支 店 長 松本 博幸

●「地域と共に歩み、地域と共に栄える」とする経営理念のもと、地域社会の発展に貢献できるよう、職員一丸となって努力してまいります。



④郡山支店 金融機関コード 1185004

〒963-8871

郡山市本町二丁目1番9号
TEL.024-932-2005



支 店 長 福田 学

●地域とお客さまに最も信頼され、そして安心できる伴走者となるよう使命感と責任感を持ち、何事にも真摯に取り組むことを約束いたします。



⑤桑野支店 金融機関コード 1185005

〒963-8025

郡山市桑野二丁目35番7号
TEL.024-934-0171



支 店 長 有賀 俊行

●地域密着型金融機関として「相互扶助」を基本とし、地域の発展に貢献できるよう、職員一同努力してまいります。



⑥鏡石支店 金融機関コード 1185006

〒969-0401

岩瀬郡鏡石町不時沼331番地5
TEL.0248-62-3175



支 店 長 小林 良一

●お客さまとの一期一会の出逢いに感謝し、信頼され選ばれる金融機関として成長できるよう、職員一同努力してまいります。



⑦長沼支店 金融機関コード 1185007

〒962-0203

須賀川市長沼字金町151番地
TEL.0248-67-3171



支 店 長 小林 貴美子

●お客さまへの感謝の気持ちを忘れずに、職員一同がレベルアップし、新たな挑戦を目指して取り組んでいます。



⑧上町支店 金融機関コード 1185008

〒962-0864

須賀川市北上町84番地5
TEL.0248-76-5911



支 店 長 小倉 邦夫

●お客さまが抱える様々な課題を解決する支援策を職員一同全力で考え、ご提案することで、地域社会の発展に貢献してまいります。



⑨西川支店 金融機関コード 1185009

〒962-0054

須賀川市牛袋町121番地1
TEL.0248-76-3171



支 店 長 渡邊 均

●感謝の気持ちを忘れずに日々高みを目指して挑戦し、皆さまから信頼される地域金融機関になるよう、職員一同精進してまいります。



10 古殿支店 ◆ 金融機関コード 1185012

〒963-8305
石川郡古殿町大字竹貫字竹貫38番地1
TEL.0247-53-3727



支店長 吉田 真久

●日頃のご愛顧に心から感謝申し上げますとともに、地域に愛され、地域に貢献できるよう、職員一同全力で頑張っております。

**11 富田支店** ◆ 金融機関コード 1185013

〒963-8045
郡山市新屋敷一丁目167番地
TEL.024-921-0222



支店長 武田 勝雪

●地域社会の課題解決に尽力し、地域の発展に貢献することが信用金庫の存在意義であると職員全員が自覚し、行動してまいります。

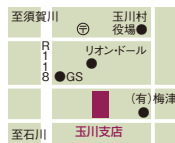
**12 玉川支店** ◆ 金融機関コード 1185014

〒963-6312
石川郡玉川村大字小高字南郷10番地1
TEL.0247-57-4178



支店長 内山 ゆかり

●地域の皆さまへの感謝を忘れず、何事にも誠実に取り組み、お客さまから必要とされる金融機関を目指してまいります。

**13 安積支店** ◆ 金融機関コード 1185015

〒963-0105
郡山市安積町長久保三丁目3番1
TEL.024-945-1222



支店長 松坂 昌幸

●地域No.1の金融機関を目指し、感謝の気持ちを忘れず、地域社会発展のため職員一同真剣に全力で取り組んでまいります。

**14 須賀川市役所支店** ◆ 金融機関コード 1185016

〒962-0831
須賀川市八幡町135番地
TEL.0248-72-2121



支店長 岩井 勇也

●地域のお客さまに選ばれる地元金融機関として、市民の皆さまに寄り添い、お役に立てよう努力してまいります。

**本部**

〒962-0054
須賀川市牛袋町121番地1



総務部 0248-75-3172
総合企画部 0248-75-3176
資金統括部 0248-75-3193
事務部 0248-75-3173
監査部 0248-75-3329
審査部 0248-75-3236

**店舗外ATMコーナー**

(令和4年6月30日 現在)

設置場所

上町支店 川東出張所 ●*
(大東商工会隣)

公立岩瀬病院 ●

ヨークベニマル メガステージ須賀川南店 ●*

ヨークベニマル 須賀川森宿店 ●*

ながめまショッピングパーク アスク ●*

●入金・払戻・記帳・振込(当金庫および提携金融機関CDカードのみ取扱可)・定期預金取引可

*印のあるATMは、通帳繰越機能をご利用いただけます。

※全てのATMに点字表示が標準化されています。

※全てのATMに視覚障がい者用ハンドセットを設置しております。

◆印のある店舗は、11:30~12:30の間、窓口営業を休止いたします。

入金・払戻・記帳・振込(現金取扱可)・定期預金取引可
※須賀川市役所支店は現金振込の取扱いは出来ません



しんきんネットワーク

(令和4年3月末現在)

預金残高
(譲渡性預金含む)

2兆0,616億

融資残高

8,594億

店舗数 132 店舗

従業員数 1,318名

キャッシュサービスコーナー 197カ所 (総設置台数277台)

※上記計数、店舗数、従業員数等は福島県内8信用金庫の合計です。

■福島県内8信用金庫統一商品実績

地方創生支援ローン 1,865件 5,927百万円

職域サポートローン 8,988件 16,467百万円

※上記計数は福島県内8信用金庫の合計です。

会津地方



あなたといっしょ、いい未来
会津信用金庫

〒965-0035 会津若松市馬場町2-16
☎0242-22-7551
<http://www.aizu-shinkin.jp>

●会員数 19,249名 ●従業員数 145名
●店舗数 18店 ●キャッシュサービスコーナー 22カ所

中通り地区



あなたのあしたに…まごころ/バンク
郡山信用金庫

〒963-8630 郡山市清水台2-13-26
☎024-932-2222
<https://gunshin.co.jp/>

●会員数 23,602名 ●従業員数 185名
●店舗数 19店 ●キャッシュサービスコーナー 33カ所

中通り地区



地域をつなぎ、地域と共に歩む
須賀川信用金庫

〒962-0054 須賀川市牛袋町121番地1
☎0248-75-3172
<https://www.sushin.co.jp>

●会員数 19,140名 ●従業員数 178名
●店舗数 14店 ●キャッシュサービスコーナー 19カ所

中通り地区



今日も 明日も 幸福ついで
白河信用金庫

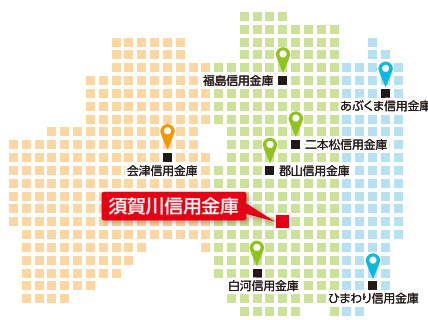
〒961-8601 白河市新白河1-152
☎0248-23-4511
<http://www.shirakawa-shinkin.jp>

●会員数 22,527名 ●従業員数 154名
●店舗数 16店 ●キャッシュサービスコーナー 24カ所

総合力でつなぐ 信頼の輪

地域をつなぐふれ愛ネットワーク

愛する街の復興と福島県の幸せな未来に向かって。県内8つのしんきんは、しっかりとスクラムを組み、地域の皆さまと共に励まし合いながら歩んでまいります。



中通り地区



暮らしのとなり、いつもふくしん
福島信用金庫

〒960-8660 福島市万世町1-5
☎024-522-8161
<https://www.shinkin.co.jp/fshinkin/>

●会員数 33,313名 ●従業員数 311名
●店舗数 24店 ●キャッシュサービスコーナー 32カ所

中通り地区



ナイスコミュニケーション
二本松信用金庫

〒964-0807 二本松市金色久保227番地9
☎0243-23-3660
<http://www.matsushin.jp/>

●会員数 16,095名 ●従業員数 101名
●店舗数 7店 ●キャッシュサービスコーナー 14カ所

浜通り地区



あなたの街の親近バンク
あぶくま信用金庫

〒975-0003 南相馬市原町区栄町2-4
☎0244-23-5132
<http://www.abukuma.co.jp/>

●会員数 11,015名 ●従業員数 102名
●店舗数 17店 ●キャッシュサービスコーナー 22カ所

浜通り地区



街の応援団・町のパートナー
ひまわり信用金庫

〒970-8026 いわき市平字二丁目10
☎0246-23-8500
<http://www.shinkin.co.jp/himawari>

●会員数 25,328名 ●従業員数 154名
●店舗数 17店 ●キャッシュサービスコーナー 31カ所

地域と共に歩む信用金庫

6/15は信用金庫の日です。

昭和26年6月15日に信用金庫法が施行されたのを記念して「信用金庫の日」と定めております。
県内8つの信用金庫は一斉清掃活動を6月と10月の年2回実施しております。

福島県内8信用金庫のATMご利用手数料が

365日 終日無料

- 対象カード／福島県内8信用金庫が発行するすべてのカード
- 対象ATM／福島県内8信用金庫が設置する店舗内・店舗外ATM
- ご利用内容／お預入れ・お引出し

知ってトクする

しんきんのPRコーナー

しんきんのキャッシュカードがあれば全国ゼロネット加盟のしんきんATMで、平日・土曜日の手数料が無料です。

しんきんATM
ゼロネットサービス
ZERO net SERVICE

手数料
ゼロ

平日 8:45~18:00 土曜日 9:00~14:00



信金中央金庫

— 信用金庫のセントラルバンク —

Shinkin Central Bank

信金中央金庫(信金中金)は、信用金庫の出資によって設立された協同組織の金融機関であり、全国の信用金庫を会員とする「信用金庫のセントラルバンク」として1950年に設立されました。

信金中金は、信用金庫の業務や経営にかかるサポートのほか、信用金庫業界の資金運用機能などを有しております。

信金中金の2022年3月末現在の資金量は、信用金庫から預けられた資金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて約34兆円にのぼっています。信金中金は、わが国有数の規模を有する金融機関であり、数少ない金融債発行機関でもあります。



信用金庫の業務にかかるサポート

- 中小企業のビジネスマッチング
- 信用金庫顧客の海外進出支援
- 個人の資産形成や相続にかかる業務の支援
- 地域創生やフィンテックの活用など

信用金庫の経営にかかるサポート

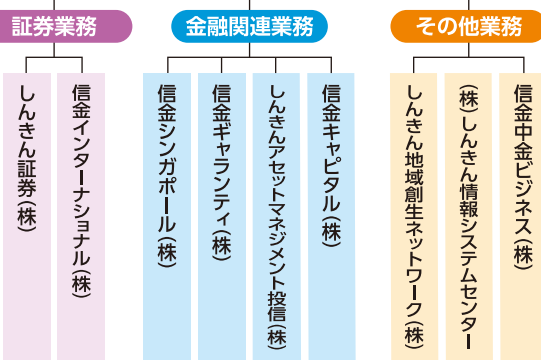
- 信用金庫向け金融商品の提供
- 信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート
- 信用金庫の業務効率化・経費削減
- 信用金庫の経営分析、経営相談など

信用金庫業界の資金運用

- 信用金庫から預け入れた預金や金融債を発行して調達した資金を国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用

総合力で地域金融をバックアップ

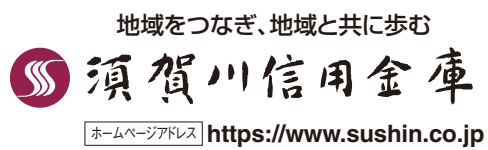
信金中金グループ



邦銀トップクラスの格付

(2022年3月末現在)

格付機関	長期格付
ムーディーズ(Moody's)	A1
S&Pグローバル・レーティング(S&P)	A
格付投資情報センター(R&I)	A+
日本格付研究所(JCR)	AA



この印刷物は、適切に管理された森からの木材を含むFSC®認証紙を使用しています。